

第4章 テーマ別住宅・住環境施策

【目標1】安全・安心で良好な暮らしを実感できる 金沢の住まい・まちづくり

方向性1 住宅ストックの有効活用と質の向上

老朽化した住宅や居住水準の改善を要する住宅・住宅地について、その改善と有効活用を図って機能を向上させるとともに、情報提供の充実により、良好な居住環境の形成を目指します。

1-1. 空き家の有効活用

有効な既存ストックである空き家を活用するため、空き家情報のデータベースを整備し、空き家の有効活用を図ります。

当面は、まちなかの定住を促進するために、まちなか区域を対象としたシステム構築に取り組み、長期的にはUIJターン者等の定住や二地域居住の受け入れのために、農山村区域を対象とした「農地・空き農家情報バンク」との連携を検討します。

■農地・空き農家情報バンク(金沢市)■

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/17051/nouchi-bank/index.jsp>

■NPO法人による取り組み【参考事例：山口県】■

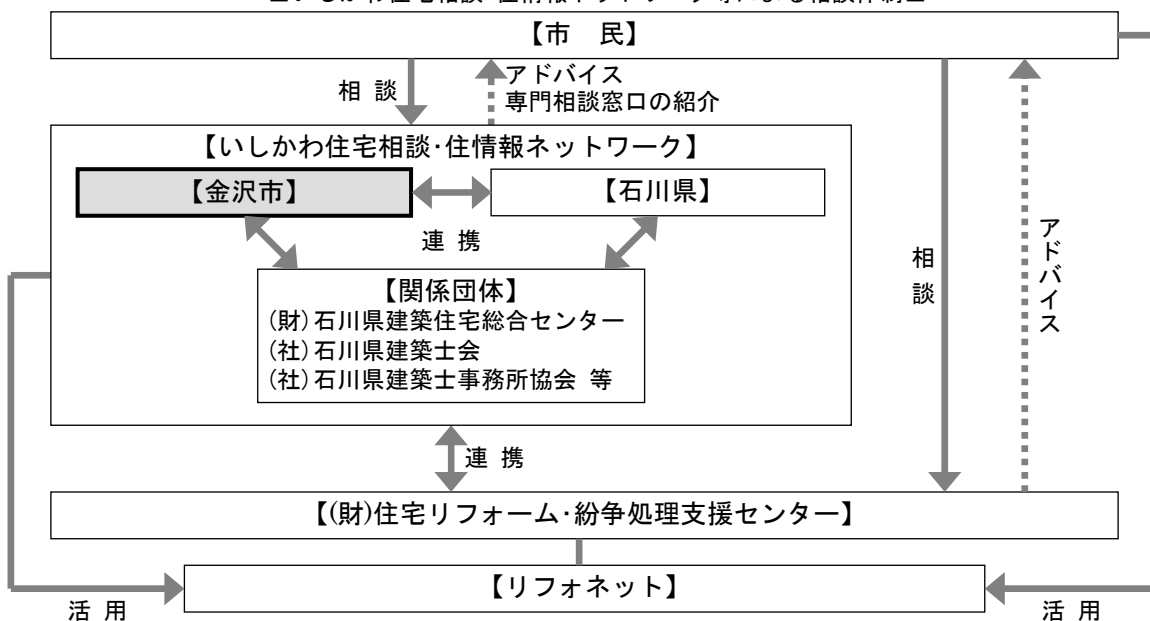
(NPO 法人山口まちづくりセンター)
<http://www.c-able.ne.jp/~clayon/akiyabank/index.html>

1-2. 既存住宅の良質化

良質な住宅ストックの形成、維持・向上を図るためには、住宅リフォームの促進が重要であることから、いしかわ住宅相談・住情報ネットワークと連携した相談体制の充実やリフォネット[※]の活用について、民間に対して周知を図り、バリアフリー改修やアスベスト対策、シックハウス対策などの取り組みを促進させます。

※消費者が安心してリフォームを行なえる環境づくりを目的に、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するサイト。住宅リフォーム事業者倫理憲章に同意したリフォーム支援ネット登録事業者の紹介やリフォーム関連情報の提供、相談業務等を実施している。

■いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク等による相談体制■



■バリアフリー改修に対する支援制度■

名称	概要	支援内容	備考
高齢者等住宅改造支援事業費	要支援・要介護・障害者が生活するために行うバリアフリー工事費の70%~100%を補助	所得制限あり 上限100万円	認定実績1,213箇所 (H15年度~H21.1.31現在) 実施主体：金沢市
介護保険制度 (住宅改修費支給)	要支援・要介護認定者が在宅で生活できるよう、住宅の改修費を支給	利用限度額20万円 保険給付額18万円まで	高齢者等住宅改造支援事業費と併用可能 実施主体：金沢市
日常生活用具 給付等事業 (住宅改修費給付事業)	重度身体障害者が在宅で生活できるよう、住宅の改修費を支給	利用限度額20万円 (所得に応じた自己負担額あり)	実施主体：金沢市
バリアフリー リフォーム融資の 高齢者返済特例制度	60歳以上の方が行うバリアフリーリフォームを含めたリフォーム工事への融資を対象とした制度	毎月の支払いを利息のみとし、元金を死亡時に一括返済 限度額500万円	実施主体：住宅金融支援機構

■既存建築物露出アスベスト分析調査費補助(実施主体金沢市)■

補助対象	補助率	限度額	備考
アスベスト分析調査	1/3	30千円	認定実績25箇所 (H19年度~H20年度)

1-3. マンションの管理適正化

マンションの適切な維持管理を図るため、県と連携しながら、管理組合に対する管理に関する知識やノウハウの提供、相談体制を充実させるほか、マンション再生のための合意形成を促します。

また、マンション等の所有者・管理者に対して、建築基準法に基づく定期調査報告の徹底を指導し、建築物の構造や設備の安全性などについて適正な管理がなされているか把握に努めます。

■ マンション管理の適正化に向けた取り組み①【参考事例：福岡県福岡市】 ■



<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/j-seisaku/life/soudan/18.html>

■ マンション管理の適正化に向けた取り組み②【参考事例：神奈川県横浜市】 ■

名称	概要	支援内容
マンション・アドバイザー派遣事業	分譲マンションの適正な維持管理や改修・建替えを支援するため、窓口相談に加え、休日・夜間にも専門家をマンション管理組合に派遣する制度。	派遣相談は1回につき3時間以内 初回・2回目の派遣は無料 3回目以降は1回あたり1万円 年間最大6回まで派遣可
マンション再生支援事業	マンション管理組合が行う大規模改修や建替え等、マンション再生に関する検討費用の一部を横浜市が補助する制度。	管理組合が行うマンション再生活動に対し、当該年度における検討活動費用の1/2以内、かつ30万円を上限として補助

http://www.city.yokohama.jp/me/machi/housing/minju/man_adv/

1-4. 既存住宅団地の再生

昭和 40～50 年代にかけて区画整理や民間開発で造成され、築後 30～40 年程度経過している住宅が大部分を構成している住宅団地では、家族の成長等による世帯分離等により、高齢者のみの世帯や空き家が増加するなど、地域コミュニティの希薄化が懸念されていることから、二世帯同居・近居の促進に向けた取り組みを展開するなど再生に向けた検討を進めます。

■子育てファミリー世帯等の親元近居助成【参考事例：東京都千代田区】■

名称	概要	支援内容
次世代育成住宅助成 (親元近居助成)	区内に親がいて継続居住を目的に転入する子育て世帯等に、住宅に係る家賃等の一部を助成。	申請日の属する月の翌月から起算し、8年間と末子が18歳に達する年度の末日までのいずれか短い期間、家賃等の一部を助成 ※下表参照

<http://www.city.chiyoda.tokyo.jp/service/00071/d0007143.html>

事業スケジュール

	前期	後期
1-1. 空き家の有効活用	準備	実施
1-2. 既存住宅の良質化	実施	
1-3. マンションの管理適正化	準備	実施
1-4. 既存住宅団地の再生	準備	実施

※前期：概ね平成 21～23 年度、後期：概ね平成 24～27 年度

方向性 2 安全・安心な住宅・住環境の整備

住宅単体の安全性能の確保や道路整備等による住環境の向上を図るとともに、防犯・防災に関する情報提供などに取り組み、住民と協働で安全・安心な住環境の形成を目指します。

2-1. 住宅・建築物の耐震化の促進

本市でも、能登半島地震など大規模な地震に備えて、金沢市耐震改修促進計画に基づき、金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助制度などにより、民間住宅の耐震化を促進します。

拠点施設および避難施設に指定されている小中学校等については、計画的に耐震化を推進します。

■地震で倒壊した木造住宅(能登半島地震)■



出典：金沢市HP

(<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29013/kentiku/taisin/taishinmain.jsp>)

■既存建築物耐震改修工事費等補助(実施主体：金沢市)■

補助対象	区域	補助率	限度額	備考	
木造	診断	市内全域の低所得者世帯	3/4	120千円	認定実績 108件 (H16年度～H20年度)
		市内全域の上記以外の世帯	2/3	100千円	
	設計	市内全域の低所得者世帯	3/4	230千円	
		市内全域の上記以外の世帯	2/3	200千円	
	改修	市内全域の低所得者世帯	3/4	1,500千円	
		市内全域の上記以外の世帯	2/3	1,300千円	
非木造	診断	市内全域	1/3	1,000千円	認定実績 5件 (H16年度～H20年度)
	設計	市内全域	1/6	500千円	認定実績 4件 (H17年度～H20年度)
	改修	人口集中地区 (H20まで)	15.2%	47.3千円/m ² ※	認定実績 2件 (H17年度～H20年度)
		市内全域	7.6%		

※免震工法の場合は、100千円/m²

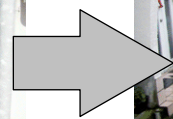
2-2. 密集市街地における防災街区の整備

老朽化した木造住宅が密集しており火災や地震の発生時に延焼の危険性が高い地区や避難路の確保が困難な地区において、老朽住宅の除却や道路の拡幅や公園整備等を行い、防災に関する機能向上を図ることで、安全・安心な居住環境の整備を図ります。

■住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)による整備(武蔵地区)■



【整備前】



【整備後】

2-3. 災害に強い住環境整備の推進

平成 20 年 7 月に発生した浅野川豪雨災害は、本市に甚大な被害をもたらしました。こうした経験を踏まえて、洪水被害の発生する恐れの高い危険箇所での点検・整備を推進し、崩落の恐れのあるがけ地の防災工事、地盤調査、危険ブロック塀の除去を促進するための技術的・財政的支援を行い、災害に強い住環境の整備を推進します。

■浅野川豪雨災害(平成 20 年 7 月 28 日)■



■がけ地防災工事費等補助(実施主体：金沢市)■

補助対象		補助率	限度額	備考
防災工事	居室のある建築物に隣接するがけ地	1/2	6,000 千円	認定実績 5 件 (H16 年度～H20 年度)
	公共施設に隣接するがけ地	3/4	なし	認定実績 36 件 (H15 年度～H20 年度)
工事設計	居室のある建築物に隣接するがけ地	1/2	750 千円	認定実績 6 件 (H16 年度～H20 年度)
	公共施設に隣接するがけ地	3/4	1,000 千円	認定実績 49 件 (H15 年度～H20 年度)
地盤調査		3/4	1,000 千円	認定実績 57 件 (H15 年度～H20 年度)
応急防災工事	居室のある建築物に隣接するがけ地	1/2	600 千円	認定実績 2 件 (H20 年度)
	公共施設に隣接するがけ地	3/4	900 千円	認定実績 1 件 (H20 年度)
危険住宅除却		1/2	1,500 千円	—

■危険ブロック塀の除却および生け垣設置奨励に関する補助(実施主体：金沢市)■

補助対象		補助率	限度額	備考
危険ブロック塀除却工事費補助	除却する塀の面積 1㎡当たり 3,500 円	—	100 千円	認定実績 42 件 (H15 年度～H20 年度)
生け垣設置費補助	危険ブロック塀に代えて設置 16,000 円/m を限度	1/2	200 千円	認定実績 8 件 (H15 年度～H20 年度)
	新たに設置 16,000 円/m を限度	1/4	100 千円	認定実績 70 件 (H15 年度～H20 年度)

2-4. 降雪時の快適な住環境の確保

高齢者世帯の増加に対応するため、屋根雪降ろしや玄関先の除雪など、冬期間の住環境向上のため、市民参加による地域活動や学生のボランティア活動等の取り組みを支援します。

■雪かきボランティアの協定締結と活動■



■除排雪活動の支援に係る事業(実施主体：金沢市)■

名称	概要	活動実績・補助内容
学生等雪かきボランティア事業	高齢化を抱える地域の除雪の支援を行うとともに、学生等の社会参加の促進、世代間交流によるまちなかコミュニティの活性化を図る。 なお、雪かきボランティアの稼動に際し、地域、学生、市で3者協定を結ぶ。	協定締結 …9組(約250名) 活動回数 …4箇所(長町、野町、材木町、森山)で7回活動
消雪装置設置費補助	町会等で消雪装置を設置又は改修する際に要する費用に対して助成する。	設置費、改修費 補助率 1/2 限度額 2,000万円
除雪機械等購入費補助	克雪に対する地域ぐるみの取り組みを支援するため、町会等で小型除雪機等購入費の補助を実施する。	小型除雪機購入費 補助率：1/2以内 限度額：70万円 消雪用水中ポンプ購入費 補助率：1/2以内 限度額：5万円
屋根雪下ろし支援費	高齢者、身体に障害のある方、母子世帯に対する屋根雪下ろし費用等を助成する。	

2-5. 地域住民による防災力の強化促進

地域住民が主体的に初期消火や救出・救護等の防災活動が行えるようになるため、町内会を主体とする自主防災組織の結成や地域の防災リーダーとなるコミュニティ防災士の育成、防災資機材の整備などを推進し、地域防災力の向上を図ります。

■防災まちづくりワークショップ■



■かなざわコミュニティ防災士育成事業(実施主体：金沢市)■

資格取得者内訳	取得者数(H18～H20年度)
地域からの推薦	126名
企業からの推薦(団体)	55名
市職員	29名
計	210名

■防災資機材等整備費補助(実施主体：金沢市)■

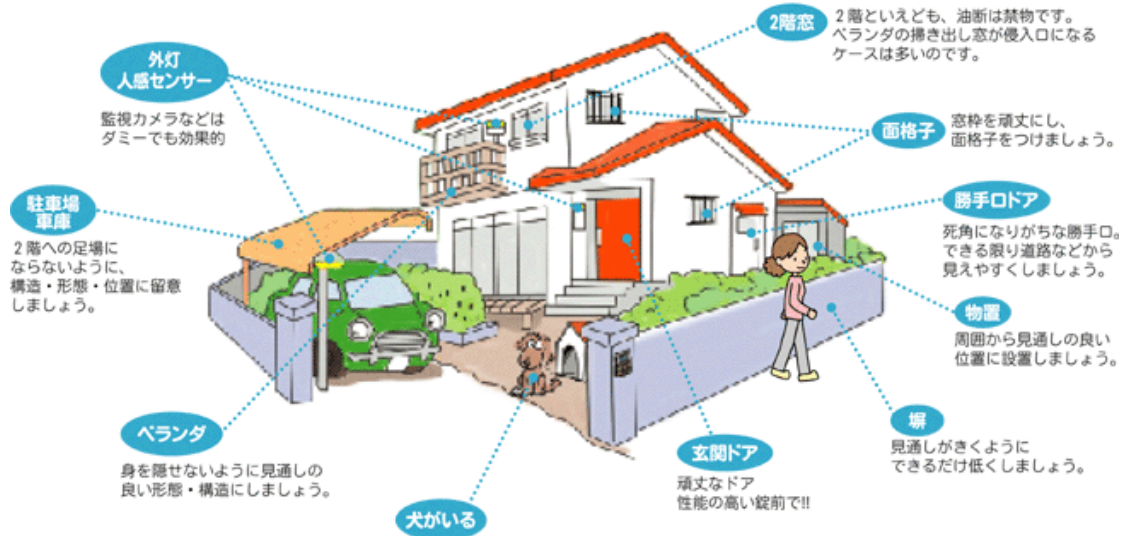
補助対象	補助率	限度額
防災資機材、防災倉庫	1/2以内	30万円
可搬式動力ポンプ	3/4以内	50万円

2-6. 防犯に配慮した住宅の普及

石川県防犯まちづくり条例[※]に基づく「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」を活用して、防犯に配慮した住まいの普及・啓発を図るほか、地域の防犯協会活動等を通じて防犯に対する意識啓発に努めます。

※県、県民、自治会等および事業者が連携して防犯に努めることにより、安全で安心な社会を実現することを目的とする条例。平成17年4月1日施行。

■住宅に関する防犯上の指針(例示)■



出典：住宅に関する防犯上の指針パンフレット(石川県)

■防犯協会活動費補助(実施主体：金沢市)■

概要	中・東・西警察署の管轄ごとに組織され、犯罪・事故の未然防止と防犯意識の高揚を目的とした地域安全活動を推進している防犯協会に助成する。
交付先 (地区防犯協会)	金沢中防犯協会 団体数：47 団体、会員数：約 3,050 名 金沢東防犯協会 団体数：37 団体、会員数：約 2,800 名 金沢西防犯協会 団体数：43 団体、会員数：約 1,290 名
主な構成員	地区防犯委員、地域安全推進員、少年補導員・職域防犯団体
補助金額	1 防犯協会当たり 2,500 千円
主な事業	安全・安心な地域社会を実現するための、地域安全対策の調査研究、防犯広報、防犯功労表彰などの活動。

■街路灯(防犯灯)設置、電気料・修繕費補助(実施主体：金沢市)■

町会からの要望に基づき、夜間における犯罪発生のおそれのある箇所(原則市道)に街路灯を設置する(金沢市街路灯設置基準による)。
また、併せて町会や商店街が負担している公衆街路灯の電気料および修繕に要した経費の一部を助成する。

2-7. 歩く人にやさしい交通環境の整備

金沢市における歩けるまちづくりの推進に関する条例※に基づき、道路形態や地域の特性に応じて、通過交通の抑制による歩行環境の改善など、歩く人にやさしい交通環境を整備します。

ユニバーサルデザインに配慮した歩行環境の確保など、沿道等の周辺環境の整備を通じて、歩けるまちづくりを推進します。

※市、市民および事業者が一体となって歩けるまちづくりを総合的に推進し、もって金沢市の個性豊かで住みよい都市環境の形成に寄与することを目的とする条例。平成 15 年 4 月 1 日施行。

■歩けるまちづくり協定締結地区の概要(平成 21 年 2 月現在 4 地区)■

協定地区・締結日	地区の特徴、通過交通の抑制策
竪町商店街地区 H17. 10. 7	市内の商業集積ゾーンに位置し、広域的集客力がある地区。 快適に買い物できるまちを目指す。 平日も歩行者用道路化 (H17. 12) 
横安江町商店街地区 H18. 4. 14	老舗の趣のある店舗やこだわりを感じさせる個性的な店舗が軒を連ねる地区。 人との出会いを大切にするまちを目指す。 歩行者用道路、トランジットモールを継続 
主計町地区 H18. 7. 24	今も茶屋が軒を連ね、貴重な伝統的まちなみを今に伝える地区。 そぞろ歩きを楽しむまちを目指す。 一方通行化 (H18. 11) 
長町武家屋敷地区 H20. 10. 14	商業地に隣接する住宅地であり、長町武家屋敷跡など歴史と文化の彩りが見られる地区。 歴史を映す、美しい金沢が残るまちを目指す。 歩行者用道路化 (H20. 10) 

事業スケジュール

	前期	後期
2-1. 住宅・建築物の耐震化の促進	実施	
2-2. 密集市街地における防災街区の整備	実施	
2-3. 災害に強い住環境整備の推進	実施	
2-4. 降雪時の快適な住環境の確保	実施	
2-5. 地域住民による防災力の強化促進	実施	
2-6. 防犯に配慮した住宅の普及	実施	
2-7. 歩く人にやさしい交通環境の整備	実施	

※前期：概ね平成 21～23 年度、後期：概ね平成 24～27 年度

方向性 3 良好な住宅・宅地の供給・誘導

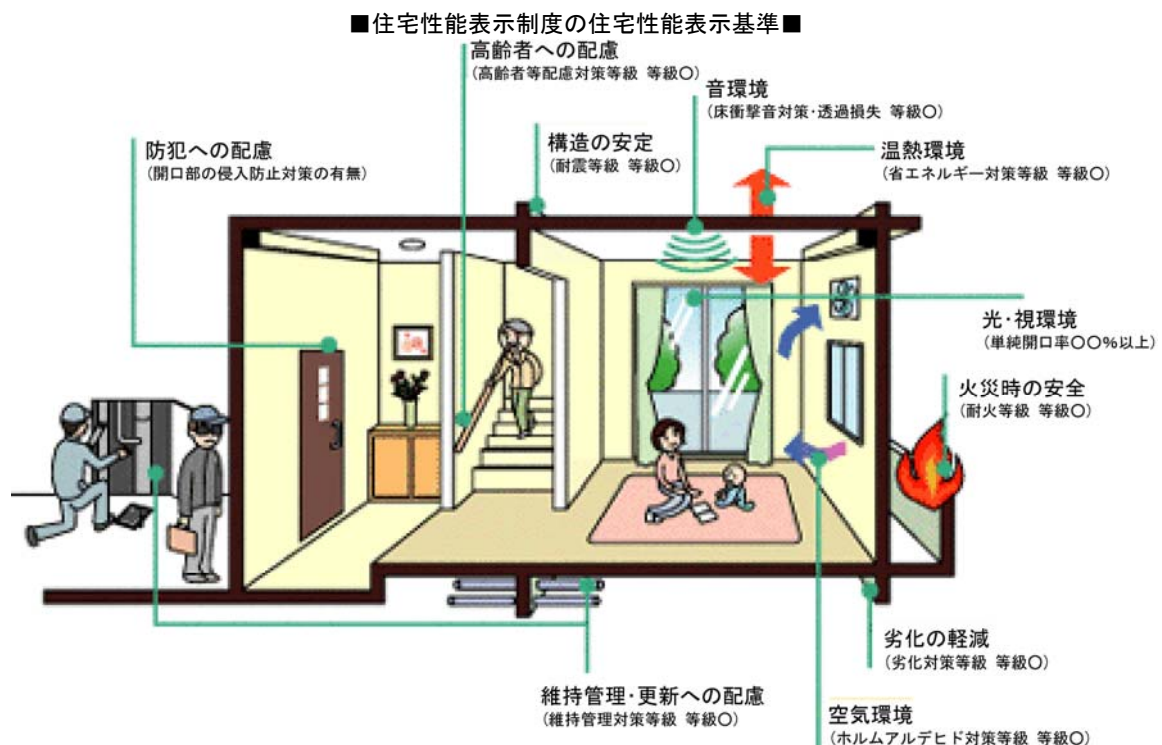
良好な住環境基盤の形成を図るため、良質な住宅・住宅地の供給や誘導を図るとともに、地区計画やまちづくり協定などを活用した良好な住環境の創出を推進します。

3-1. 良質な住宅ストックの形成

住宅の安全性や耐久性、快適性、エネルギー使用の効率性をはじめとする住宅の品質・性能の維持・向上に向けた取り組みを進め、現在および将来の良質な住宅ストックの形成を目指します。

その一環として、市民が安心して暮らせるよう住宅性能表示制度[※]について普及啓発を行い、利用の促進を図ります。

※平成12年4月に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」により創設された制度。住宅の性能(構造耐力、遮音性、省エネルギー性等)の表示のための共通ルールを設け、消費者による性能の相互比較を可能とする。



出典：住宅性能評価機関等連絡協議会HP
(<http://www.hyouka.gr.jp/seido/shintiku/03.html>)

■住宅性能表示制度のメリット■

(1) 住宅の性能に関する共通ルール(日本住宅性能表示基準)で、住宅の性能がわかりやすい等級や数値で表示されます。

日本住宅性能表示基準は次の10分野から成り立っています。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ①構造の安定に関すること | ②火災時の安全に関すること |
| ③劣化の軽減に関すること | ④維持管理・更新への配慮に関すること |
| ⑤温熱環境に関すること | ⑥空気環境に関すること |
| ⑦光・視環境に関すること | ⑧音環境に関すること |
| ⑨高齢者等への配慮に関すること | ⑩防犯に関すること |

(2) 国に登録された第三者機関(登録住宅性能評価機関)が評価を行い、その結果は住宅性能評価書として交付されます。

(3) 登録住宅性能評価機関により交付された住宅性能評価書(設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書)を契約に活かせます。

(4) 円滑、迅速で、専門的な紛争処理が受けられます。

(5) 住宅性能評価を受けた住宅は、地震保険料が優遇されます。

(6) 住宅瑕疵担保履行法に基づく「住宅瑕疵担保責任保険」の加入にあたり、住宅性能表示制度と併用すると優遇を受けられる場合があります。

(7) 民間金融機関の住宅ローンの金利優遇を受けられる場合があります。

3-2. 土地利用の整序による住宅地の供給

まちなかにおいて安全・安心な住まいづくりを目指すため、まちなか住宅団地整備費補助制度などを活用し、まちなか居住を推進する良好な住宅地の供給を図ります。

一方郊外では、一定の密度で集住するよう民間を主体とし、自然環境と共存しつつ地域の個性に対応した良好な住宅地の供給を図ります。

■まちなか住宅団地整備費補助制度の活用例■



長町もみじ街



白菊町



■面的整備による計画的な住宅地の供給に係る事業(実施主体：金沢市)■

名称	目的	概要
まちなか住宅団地整備補助制度	<ul style="list-style-type: none"> 面積 500 m²以上の開発行為で金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱による奨励金の交付対象となる一戸建て住宅を建築し、販売するものに補助する。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路・公園等の整備費 (1/2)、道路・公園等の用地費相当額 (1/2)、老朽建築物の除却費 ※公共減歩率が 30%以上の場合、補助率は 2/3 になる。

3-3. 地区計画・まちづくり協定による良好な住宅地の誘導

地区レベルで良好な居住環境の形成・維持等を図るため、宅地内緑化を推奨するなど地域特性に対応した規制・誘導が図られる地区計画制度等の活用を促進します。

また、良好なまちづくりを実践している郊外の地区に対して、いい街金沢住まいづくり奨励金制度などを活用して、市民の住宅取得を支援します。

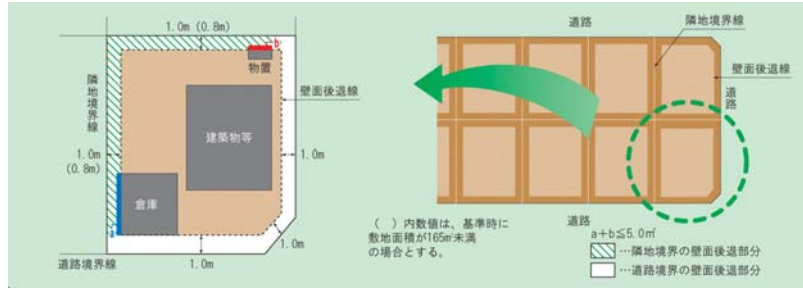
■瑞樹団地(国土交通省 2002 年度都市景観大賞最高賞「美しいまちなみ大賞」受賞団地)■



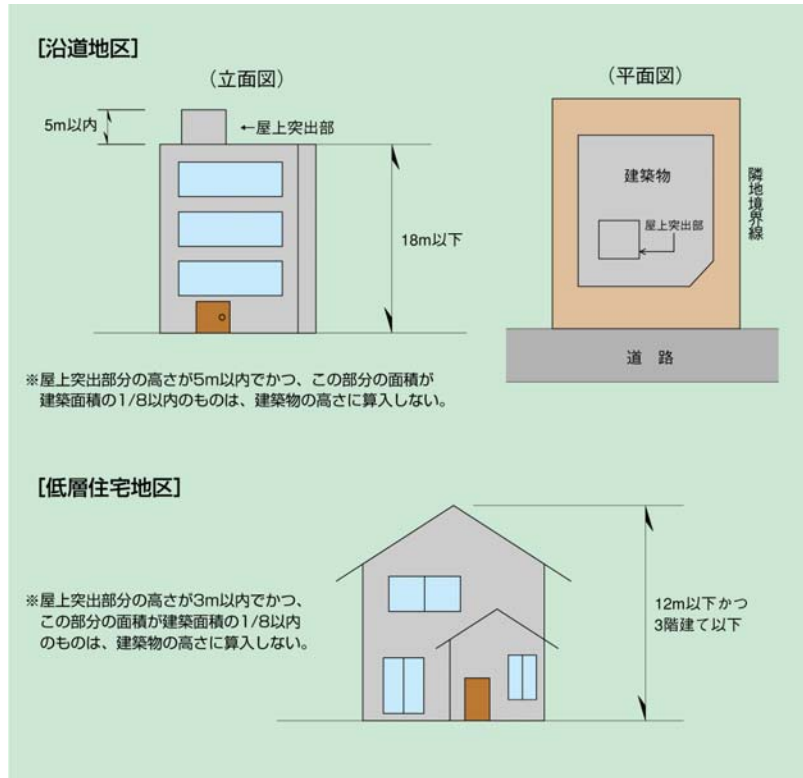
■良好な住宅地における住宅取得支援に係る事業(実施主体：金沢市)■

名称	目的	概要
いい街金沢住まいづくり奨励金	<ul style="list-style-type: none"> 良好なまちづくりを実践している地区(地区計画を定めている地区など)において、地域の特性にふさわしい優良な住宅を新築し又は購入する若年者に対し、奨励金を交付することによる若い世代のゆとり有る住宅取得を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新築住宅取得のための借入金の 2.5% (限度額 50 万円) ※土地の取得費は含まず。

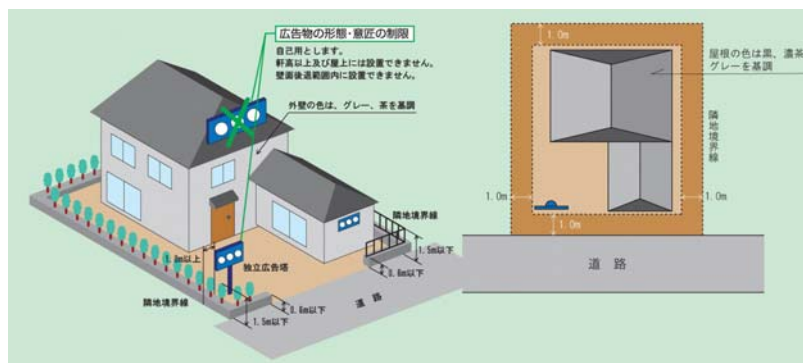
■地区計画による規制・誘導(例示)■



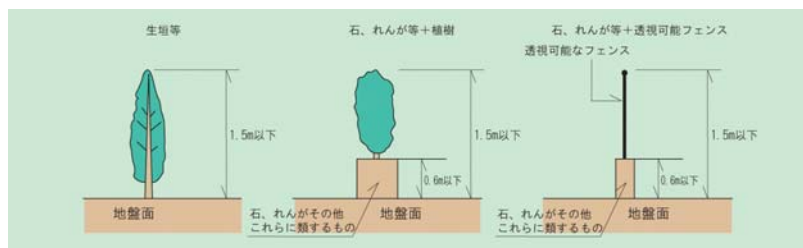
▲建築物等の壁面の位置の制限



▲建築物の高さの最高限度



▲建築物等の形態または意匠の制限



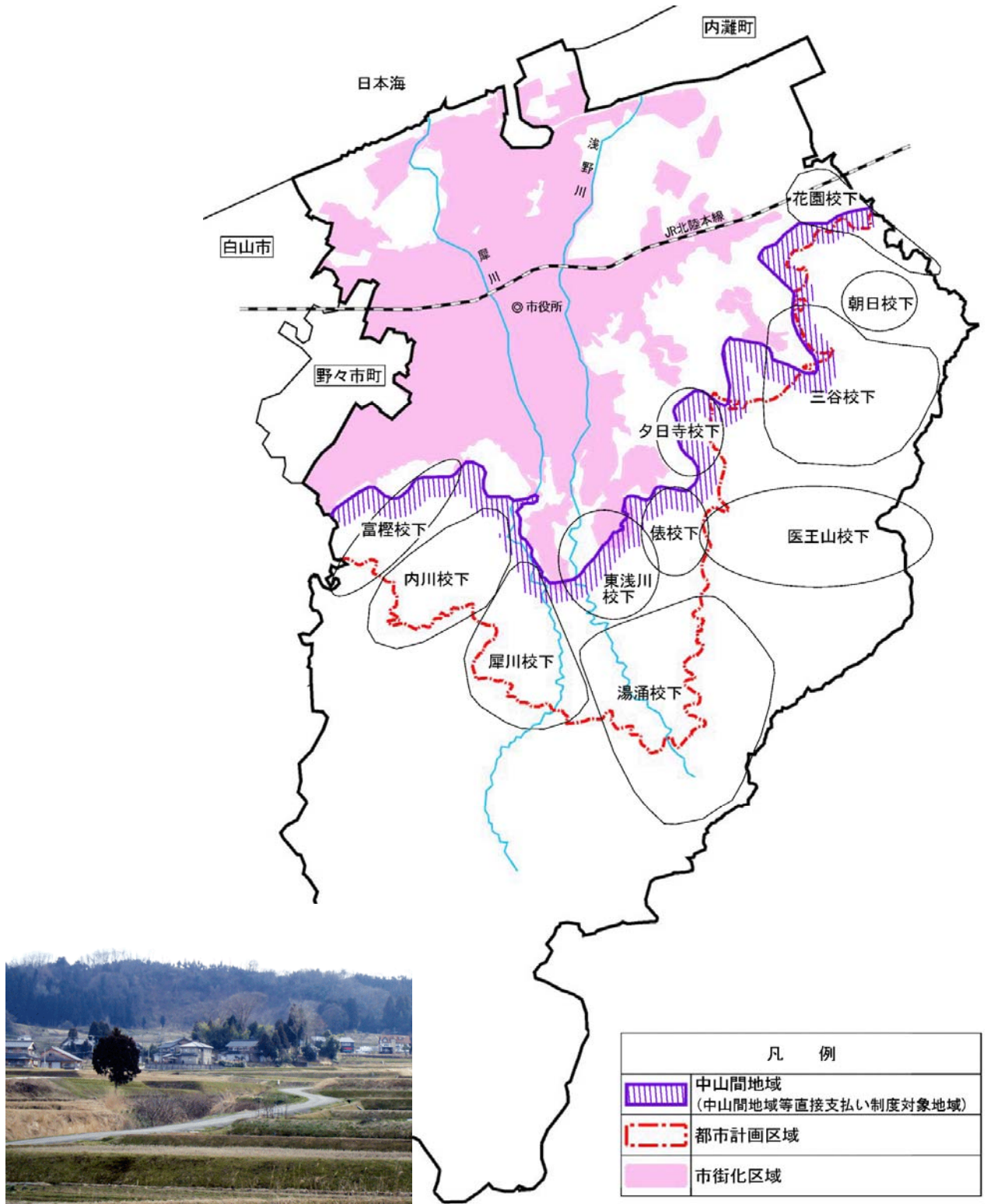
▲垣またはさくの構造の制限

3-4. 中山間地域における地区計画制度等の活用

高齢化や過疎化が進展する中山間地域^{*}の集落において、定住を促進するための用地確保と良好な居住環境の形成を図るため、地域住民による地区計画制度や土地利用協定制度の活用に向けた取り組みを支援します。

※中山間地域等直接支払制度の対象範囲(ただし、市街化区域、市街化特定保留区域を除く)

■中山間地域の範囲■



■地区計画および土地利用協定で定める事項■

地区計画制度		土地利用協定制度																																											
地区計画		土地利用基準																																											
名称		名称																																											
位置および区域		位置および区域																																											
区域の面積		区域の面積																																											
区域の面積整備・開発および保全に関する方針		土地利用の目標																																											
<table border="1"> <tr> <td>地区計画の目標</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地利用の方針</td> <td rowspan="3">土地利用の方針</td> </tr> <tr> <td>地区施設の整備方針</td> </tr> <tr> <td>建築物等の整備方針</td> </tr> </table>		地区計画の目標		土地利用の方針	土地利用の方針	地区施設の整備方針	建築物等の整備方針	<table border="1"> <tr> <td>その他土地利用の適正化を図るために必要な事項</td> </tr> </table>		その他土地利用の適正化を図るために必要な事項																																			
地区計画の目標																																													
土地利用の方針	土地利用の方針																																												
地区施設の整備方針																																													
建築物等の整備方針																																													
その他土地利用の適正化を図るために必要な事項																																													
地区整備計画		公共施設に関する事項																																											
<table border="1"> <tr> <td>地区施設の配置および規模</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築物等に関する事項</td> <td rowspan="9"> <table border="1"> <tr> <td>用途の制限</td> <td rowspan="9"> <table border="1"> <tr> <td>容積率の最高限度</td> </tr> <tr> <td>建ぺい率の最高限度</td> </tr> <tr> <td>敷地面積の最低限度</td> </tr> <tr> <td>壁面の位置の制限</td> </tr> <tr> <td>高さの最高限度</td> </tr> <tr> <td>形態または意匠の制限</td> </tr> <tr> <td>垣またはさくの構造の制限</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>その他土地利用の制限に関すること</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>用途の制限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容積率の最高限度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建ぺい率の最高限度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷地面積の最低限度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁面の位置の制限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さの最高限度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>形態または意匠の制限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>垣またはさくの構造の制限</td> <td></td> </tr> </table>		地区施設の配置および規模		建築物等に関する事項	<table border="1"> <tr> <td>用途の制限</td> <td rowspan="9"> <table border="1"> <tr> <td>容積率の最高限度</td> </tr> <tr> <td>建ぺい率の最高限度</td> </tr> <tr> <td>敷地面積の最低限度</td> </tr> <tr> <td>壁面の位置の制限</td> </tr> <tr> <td>高さの最高限度</td> </tr> <tr> <td>形態または意匠の制限</td> </tr> <tr> <td>垣またはさくの構造の制限</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>その他土地利用の制限に関すること</td> </tr> </table>	用途の制限	<table border="1"> <tr> <td>容積率の最高限度</td> </tr> <tr> <td>建ぺい率の最高限度</td> </tr> <tr> <td>敷地面積の最低限度</td> </tr> <tr> <td>壁面の位置の制限</td> </tr> <tr> <td>高さの最高限度</td> </tr> <tr> <td>形態または意匠の制限</td> </tr> <tr> <td>垣またはさくの構造の制限</td> </tr> </table>	容積率の最高限度	建ぺい率の最高限度	敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	高さの最高限度	形態または意匠の制限	垣またはさくの構造の制限	その他土地利用の制限に関すること	用途の制限		容積率の最高限度		建ぺい率の最高限度		敷地面積の最低限度		壁面の位置の制限		高さの最高限度		形態または意匠の制限		垣またはさくの構造の制限		<table border="1"> <tr> <td>地区施設の配置および規模</td> </tr> <tr> <td>建築物等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>用途の制限</td> </tr> <tr> <td>容積率の最高限度</td> </tr> <tr> <td>建ぺい率の最高限度</td> </tr> <tr> <td>敷地面積の最低限度</td> </tr> <tr> <td>壁面の位置の制限</td> </tr> <tr> <td>高さの最高限度</td> </tr> <tr> <td>形態または意匠の制限</td> </tr> <tr> <td>垣またはさくの構造の制限</td> </tr> <tr> <td>その他土地利用の制限に関すること</td> </tr> <tr> <td>その他地域づくりに必要なこと</td> </tr> </table>		地区施設の配置および規模	建築物等に関する事項	用途の制限	容積率の最高限度	建ぺい率の最高限度	敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	高さの最高限度	形態または意匠の制限	垣またはさくの構造の制限	その他土地利用の制限に関すること	その他地域づくりに必要なこと
地区施設の配置および規模																																													
建築物等に関する事項	<table border="1"> <tr> <td>用途の制限</td> <td rowspan="9"> <table border="1"> <tr> <td>容積率の最高限度</td> </tr> <tr> <td>建ぺい率の最高限度</td> </tr> <tr> <td>敷地面積の最低限度</td> </tr> <tr> <td>壁面の位置の制限</td> </tr> <tr> <td>高さの最高限度</td> </tr> <tr> <td>形態または意匠の制限</td> </tr> <tr> <td>垣またはさくの構造の制限</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>その他土地利用の制限に関すること</td> </tr> </table>	用途の制限	<table border="1"> <tr> <td>容積率の最高限度</td> </tr> <tr> <td>建ぺい率の最高限度</td> </tr> <tr> <td>敷地面積の最低限度</td> </tr> <tr> <td>壁面の位置の制限</td> </tr> <tr> <td>高さの最高限度</td> </tr> <tr> <td>形態または意匠の制限</td> </tr> <tr> <td>垣またはさくの構造の制限</td> </tr> </table>	容積率の最高限度		建ぺい率の最高限度		敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	高さの最高限度	形態または意匠の制限	垣またはさくの構造の制限	その他土地利用の制限に関すること																																
用途の制限		<table border="1"> <tr> <td>容積率の最高限度</td> </tr> <tr> <td>建ぺい率の最高限度</td> </tr> <tr> <td>敷地面積の最低限度</td> </tr> <tr> <td>壁面の位置の制限</td> </tr> <tr> <td>高さの最高限度</td> </tr> <tr> <td>形態または意匠の制限</td> </tr> <tr> <td>垣またはさくの構造の制限</td> </tr> </table>		容積率の最高限度		建ぺい率の最高限度		敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	高さの最高限度	形態または意匠の制限	垣またはさくの構造の制限																																	
容積率の最高限度																																													
建ぺい率の最高限度																																													
敷地面積の最低限度																																													
壁面の位置の制限																																													
高さの最高限度																																													
形態または意匠の制限																																													
垣またはさくの構造の制限																																													
その他土地利用の制限に関すること																																													
用途の制限																																													
容積率の最高限度																																													
建ぺい率の最高限度																																													
敷地面積の最低限度																																													
壁面の位置の制限																																													
高さの最高限度																																													
形態または意匠の制限																																													
垣またはさくの構造の制限																																													
地区施設の配置および規模																																													
建築物等に関する事項																																													
用途の制限																																													
容積率の最高限度																																													
建ぺい率の最高限度																																													
敷地面積の最低限度																																													
壁面の位置の制限																																													
高さの最高限度																																													
形態または意匠の制限																																													
垣またはさくの構造の制限																																													
その他土地利用の制限に関すること																																													
その他地域づくりに必要なこと																																													
その他土地利用の制限に関すること		その他土地利用の制限に関すること																																											
その他地域づくりに必要なこと		その他地域づくりに必要なこと																																											

3-5. 景観計画等に基づいた優良な景観誘導

地域の景観特性に配慮した住宅の建設を促進して、市民や事業者の景観に対する意識を高め、金沢市景観計画や景観関連条例に基づく規制・誘導を図ることによって、地域の景観特性を踏まえた良好なまちなみの保全・創出に取り組めます。

■景観計画による規制誘導の例■



観音町



金石

■景観形成に係る補助・助成(実施主体：金沢市)■

事業名	対象事業	補助率	限度額	指定区域	協定区域	斜面緑地保全区域	寺社風景保全区域	その他区域
伝統的建造物修復事業	外観修復	50%	150万円	○	—	—	—	—
	防災構造整備(診断)	75%	30万円	○	—	—	—	—
	〃 (設計)	2/3	20万円	○	—	—	—	—
	〃 (補強工事)	50%	250万円	○	—	—	—	—
こまちなみ保存修景事業	新築・改築・修繕等修景	70%	200万円	—	—	—	—	こまちなみ保存区域
			300万円	—	—	—	—	
	〃 に伴う設計経費	30%	30万円	—	—	—	—	
	保存建造物修復(契約締結無)	70%	500万円	—	—	—	—	
	〃 (契約締結有)	70%	700万円	—	—	—	—	
	外構修復(土塀)	70%	300万円	—	—	—	—	
	〃 (板塀・生垣・竹垣類)	70%	100万円	—	—	—	—	
	〃 (門)	70%	150万円	—	—	—	—	
	格子戸修復	70%	—	—	—	—	—	
	外観の修復・修繕	融資	1000万円	—	—	—	—	
保存団体の活動費(年間)	—	10万円	—	—	—	—		
沿道修景事業	外構修景(板塀等)	70%	50万円	○	○	○	○	保全用水
	〃 (土塀)	70%	200万円	○	○	○	○	
	生垣整備・擁壁修景	70%	50万円	○	○	○	○	
	沿道緑化	70%	30万円	諸江通り、西インター				—
駐車場修景事業	駐車場周囲修景(板塀・生垣等)	70%	100万円	○	○	—	○	西インター 保全用水
	外構修景(土塀)	70%	200万円	○	○	—	○	
駐車場緑化事業	駐車場周囲緑化	50%	50万円	市全域(駐車場修景事業対象区域外)				—
斜面緑地育成事業	高木緑化	70%	30万円	—	—	○	—	—
	駐車場路面緑化	70%	20万円	—	—	○	—	—
斜面緑地適正管理助成事業	巨木適正管理費	70%	20万円	—	—	○	—	—
	保全活動費(年間)	—	10万円	—	—	○	—	—
屋外広告物等撤去補助	屋外広告物の撤去	50%	25・50万円	市全域				—
		90%	100万円	市全域(〒ル交差点等)				—

※指定区域：金沢市景観条例(略称)でいう「伝統環境保存区域(36区域)」および「近代的都市景観創出区域(13区域)」。
 ※協定区域：「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」でいう「まちづくり協定」、および「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」でいう「土地利用協定」に係る区域。

※西インター：西インター大通り沿線。

※保全用水：「金沢市用水保全条例」に定める保全用水に接する土地。

事業スケジュール

	前期	後期
3-1. 良質な住宅ストックの形成	実施	
3-2. 土地利用の整序による住宅地の供給	実施	
3-3. 地区計画・まちづくり協定による良好な住宅地の誘導	実施	
3-4. 中山間地域における地区計画制度等の活用	実施	
3-5. 景観計画等に基づいた優良な景観誘導	実施	

※前期：概ね平成 21～23 年度、後期：概ね平成 24～27 年度

方向性 4 公営住宅の適正な供給と計画的な建て替え等の推進

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者や高齢者世帯、障害のある人など、社会的弱者に対する受け皿として、今後、その役割がますます高まることから、住宅関連と福祉関連が連携した施策を実施することにより、公的セーフティネットとしての機能向上を図ります。

4-1. 市営住宅の計画的な改修

既存ストックの有効活用の観点から、修繕・改修が必要な市営住宅について、金沢市耐震改修促進計画等を見据えた総合的かつ計画的なリフォーム・住戸改善等により、高齢者世帯や障害のある人にも配慮した整備を行います。

■市営住宅の耐震化の状況(H21.3現在)■

耐震化率 = 133棟 / 165棟※ = 80.6%

※耐震改修計画のない簡易耐火構造住宅4棟を除く。

4-2. 市営住宅の計画的な建て替え

老朽化が進み建て替え時期を迎える市営住宅、特に郊外の大規模団地については、額新町、光が丘において順次建て替えを実施し、高齢者および要介護者に配慮した仕様に努め居住環境の向上を図っております。

また緑団地については、事業費の確保について調整を図りながら計画的な建て替えの検討を行います。

■緑団地■



4-3. 高齢者に配慮した市営住宅の供給

高齢者の生活特性に配慮し、住戸をバリアフリー化した市営住宅と生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による日常生活支援サービスの提供を併せて行うシルバーハウジングの導入を推進します。

■市営住宅のバリアフリーリフォーム■



暖房便座の設置



段差の解消、非常通報スイッチの設置



シニア型流し台



手すりの設置

4-4. 公営住宅の公的セーフティネットの機能向上

公営住宅については、県と連携・整合性を図りながら、公的な支援を必要としている者や緊急的な住宅困窮者に対して供給を図っていくとともに、民間賃貸住宅との役割分担を明確にしながら、公的セーフティネット機能の充実を図ります。

■市営住宅(田上本町住宅)■



事業スケジュール

	前期	後期
4-1. 市営住宅の計画的な改修	実施	
4-2. 市営住宅の計画的な建て替え	実施	
4-3. 高齢者に配慮した市営住宅の供給	実施	
4-4. 公営住宅の公的セーフティネットの機能向上	実施	

※前期：概ね平成 21～23 年度、後期：概ね平成 24～27 年度

【目標2】 歴史・文化と調和した活力ある 金沢の住まい・まちづくり

方向性5 まちなか区域の定住促進

商業業務施設、公共施設および公共交通等の都市機能がコンパクトに集積し、地域コミュニティが保たれたまちづくりを推進するとともに、まちなか住宅の再生、定住促進支援、低未利用地の活用等を図ることで、まちなかの良さを活かした良好な住環境の創出を推進します。

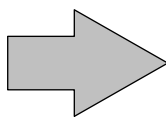
5-1. まちなかにおける住宅取得等の支援

まちなか住宅建築奨励金やまちなかマンション購入奨励金の活用によって、住宅の新築・購入を支援するほか、まちなか住宅リフレッシュ支援事業による住宅の改修支援に取り組むなど、まちなかにおける定住の促進に取り組めます。

■まちなか住宅リフレッシュ支援事業の活用例■



【改修前】



【改修後】

■まちなかにおける住宅取得等の支援に係る事業(実施主体：金沢市)■

名称	対象	助成内容
まちなか住宅建築奨励金制度	・新築・購入資金を借り入れる場合に助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・通常 借入金の10.0%(限度額200万円) ・二世帯住宅 借入金の10.0%(限度額300万円) ※申請者が45才未満の場合、借入金の2.5%(限度額50万円)を上乗せ。 ※3年以上駐車場等の空き地であった場合、借入金の1.5%(限度額30万円)を上乗せ。
まちなかマンション購入奨励金制度	・自己が居住する新築分譲マンションを住宅ローンにて購入する場合に助成する。	・奨励金額…借入金の5%(限度額100万円)
まちなか住宅リフレッシュ支援事業制度	・昭和20年以前に建築された木造の住宅または併用住宅で、本来の伝統的な外観が良好に維持された建築物の改修に対し助成する。 (平成21年10月より昭和25年以前に対象を拡充予定)	a. 補助の対象となる工事は全体工事費が100万円以上で、かつ以下に示すもの。外観・構造が一定水準を満たす場合には、居住性の向上だけでも補助する。 ○外観の保全 ○構造補強 ○居住性の向上 b. 補助金の額は上記a.の2分の1以内で、限度額は100万円以内、ただし、居住性の向上は50万円を限度とする。 c. 外観・構造の補修・補強などの指導助言のためのアドバイザーを派遣する。
「まちなか住まい共同計画」の支援制度	・隣り合った宅地を合わせて共同建て替えるために行う、計画・実施設計を支援する。 a. 計画アドバイザーの派遣 b. 実施設計補助	・実施設計補助の金額は実施設計の必要経費の2分の1以内(限度額100万円)

5-2. まちなかにおける良好な住宅地の供給・誘導

まちなか住宅団地整備費補助制度やまちなか共同住宅建設費補助制度等を利用して、周辺景観との調和や緑化などに配慮された良好な住宅地の供給を図ります。

■まちなか共同住宅建設費補助制度の活用例■



■まちなかにおける良好な住宅地の供給・誘導に係る事業(実施主体：金沢市)■

名称	対象	助成内容
まちなか共同住宅建設費補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2戸以上の賃貸・共同建替に助成する(分譲マンションは除く)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1戸あたり 100万円(ただし、事業費の10%を限度とする)。 ・ 併設店舗1平方メートル当たり1万円 ・ 駐車場等転用時の加算(3年以上)…10万円/50㎡(限度額100万円)
まちなか住宅団地整備補助制度 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積500㎡以上の開発行為で金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱による奨励金の交付対象となる一戸建て住宅を建築し、販売するものに補助する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路・公園等の整備費(1/2)、道路・公園等の用地費相当額(1/2)、老朽建築物の除却費 ※公共減歩率が30%以上の場合は、補助率は2/3になる。

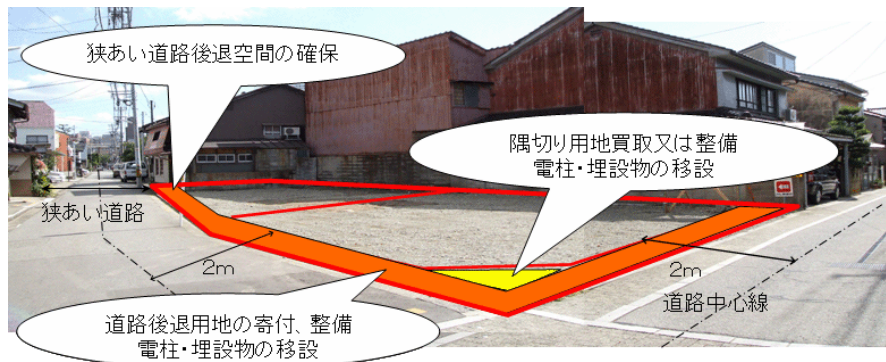
5-3. 低未利用地の土地利用転換による活用

市内中心部では、建物の解体による駐車場や空き地等の低未利用地の増加によって、まちなみの崩壊や地域コミュニティの希薄化などが問題となっており、この問題の解決を図るために、民間事業者と連携を図りながら、まちなか住宅団地整備促進事業やまちなか低未利用地活用促進事業などの補助制度による低未利用地の土地利用転換を進め、快適な住環境の整備に取り組めます。

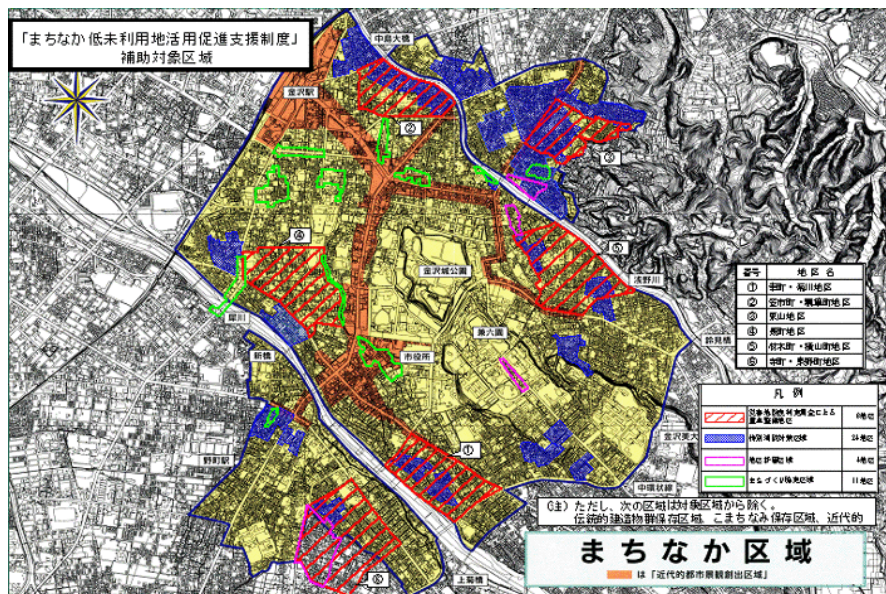
■低未利用地の土地利用転換に係る事業(実施主体：金沢市)■

名称	対象	助成内容
まちなか低未利用地活用促進補助制度	・まちなかにおける空き地その他の低利用又は未利用の土地において、狭あい道路の拡幅整備及び2区画以上の戸建て住宅に係る宅地の整備をしようとするものに補助する。	・補助金の額は、次に掲げる費用に奨励金対象住宅及びリフレッシュ住宅の総敷地面積を乗じ、これを住宅用区画の総敷地面積で除して得た額（老朽建築物等の除却費については、その除して得た額の2分の1の額）に相当する額以内 (1) 公共施設のうち、道路及び水路の整備費 (2) 道路の隅切り用地の用地費に相当する額 (3) 老朽建築物等の除却費

■まちなか低未利用地活用促進補助制度のイメージ■



■まちなか低未利用地活用促進補助制度の補助対象区域■



5-4. 多様な都市機能の集積による魅力的な住環境の創出

保健、福祉、教育などの公共施設や民間商業施設等の集積を図ることで、市民がそれぞれのライフステージに応じた生活の良さと魅力を感じ、幅広い世代が集い、活動する場所や交流する機会の創出を図ります。

■玉川子ども図書館■



■近江町市場■



■民間商業施設等の集積に係る事業(実施主体：金沢市)■

名称	目的	概要
中心市街地出店促進事業	中心市街地の空き店舗への出店者で、当該商店街の推薦を受けた者に対し、家賃の一部を助成。また、積極的な誘致活動を行い、空き店舗を解消した商店街に対し、誘致奨励金を交付。	空き店舗借上料(期間2年) 補助率：1/2 空き店舗期間：6ヶ月以上 限度額：年間100万円 誘致奨励金 空き店舗期間：1年以上 50万円/1店舗
生鮮食料品店出店・整備支援事業	中心市街地にある店舗への生鮮食料品店の出店者で、当該商店街の推薦を受けた者に対し、店舗の改装費および家賃の一部を助成。また、市内にある既存の生鮮食料品店で、当該商店街の推薦を受けた者に対し、店舗の改装費の一部を助成。	①出店支援事業 店舗改装費(内外装) 補助率：1/3 限度額：250万円～1,000万円 店舗借上料(期間2年) 補助率：1/2 限度額：100万円～500万円/年 ②既存店整備支援事業 店舗改装費(内外装) 補助率：1/3 限度額：250万円

5-5. まちなかにおける地域コミュニティの再生

まちなか区域では、人口減少が著しく、地域コミュニティの希薄化が懸念されていることから、旧町名の復活、コミュニティ空間として親しまれてきた広見や境内等の再生利活用を行い、住民が主体となり地域交流活動を通じたコミュニティ再生の取り組みを支援します。

■地域コミュニティの再生に向けた取り組みの例(横山町広見まつり)■



■これまで復活した町名■

H11.10.1	主計町	0.88ha	約 30 世帯
H12.4.1	下石引町	3.2ha	国立医療センター
H12.4.1	飛梅町	5.2ha	約 30 世帯
H15.8.1	木倉町	1.17ha	約 160 世帯
H15.10.1	柿木畠	2.36ha	約 70 世帯
H16.5.1	主計町の区域拡大	0.14ha	1 世帯
H16.6.1	六枚町	0.5ha	約 60 世帯
H17.10.1	並木町	2.5ha	約 140 世帯
H19.3.1	袋町	1.6ha	約 35 世帯
H20.11.1	南町	3.94ha	約 13 世帯

■コミュニティ空間の再生利活用活用に係る事業(実施主体：金沢市)■

名称	目的	概要
コミュニティ空間保存活用事業	コミュニティ空間(①寺社等の境内、②広見、③袋小路、④用水、⑤わき水)を保存、活用するために各種施策を展開。	【対象団体】 コミュニティ空間保存活用協定を締結した町会等。 【対象事業】 ソフト事業：1/2 補助、限度額 5 万円 ハード事業：1/2 補助、限度額 10 万円

事業スケジュール

	前期	後期
5-1. まちなかにおける住宅取得等の支援	実施	
5-2. まちなかにおける良好な住宅地の供給・誘導	実施	
5-3. 低未利用地の土地利用転換による活用	実施	
5-4. 多様な都市機能の集積による魅力的な住環境の創出	実施	
5-5. まちなかにおける地域コミュニティの再生	実施	

※前期：概ね平成 21～23 年度、後期：概ね平成 24～27 年度

方向性 6 歴史・文化・伝統の継承と活用

城下町金沢の生活や文化が凝縮した歴史的資産および良質の住宅ストックとして金澤町家の再生・活用に取り組むとともに、歴史的な街並みや伝統に育まれた金沢の伝統環境の保存・育成を図ります。

6-1. 町家改修手引書等の整備

歴史的建造物や既存の各種助成制度等を活用した町家を通じて、修復・改修工事に係る工法、技術、手続きなどの事例を収集するほか、町家改修手引書やリーフレット等を作成します。

6-2. 優良町家の認定および(仮称)金澤町家地区の指定

優良町家の認定を図り、所有者等の意識を醸成するほか、金澤町家の維持・活用に積極的に取り組む地区を(仮称)金澤町家地区として指定し、町家の利用活性化に向けた支援制度を検討します。

6-3. 金澤町家の流通拡充

町家流通関係者と行政が協働で「(仮称)金澤町家流通促進支援協議会」を組織し、町家流通の具体的提案やコーディネートを行います。

■金澤町家■



6-4. 技術の継承と人材育成

伝統工法の技術の継承に係る方策の一つとして、金沢職人大学校で開かれる研修等を通じて職人としての技術水準を高め、後継者の育成に努めるほか、町家を支える事業活動を活性化させるため、専門家による組織づくりを図ります。

■技術の継承と人材育成(金沢職人大学校)■



本瓦葺の作業



手縫い畳床作業



左官小舞作業



大工現寸型起し

出典：(社)金沢職人大学校HP (<http://www.k-syokudai.or.jp/>)

6-5. 市民意識の啓発・高揚

金澤町家が市民共有の財産であるという共通認識の形成のため、シンポジウム・セミナー等の開催や、NPO・市民団体等による様々な町家継承・活用活動の支援を通じて、市民意識の啓発・高揚に努めます。

事業スケジュール

	前期	後期
6-1. 町家改修手引書等の整備	準備 → 実施	
6-2. 優良町家の認定 (仮称)金澤町家地区の指定	準備 → 実施	実施
6-3. 金澤町家の流通拡充		実施
6-4. 技術の継承と人材育成		実施
6-5. 市民意識の啓発・高揚		実施

※前期：概ね平成 21～23 年度、後期：概ね平成 24～27 年度

方向性 7 地域が一体となったまちづくり活動の展開

良好な住環境の形成には、防犯や防災、景観形成、環境問題といった地域の様々な問題に対応する良好なコミュニティの形成が重要であることから、行政と住民との協働により安心して住み続けられるコミュニティの形成を目指します。

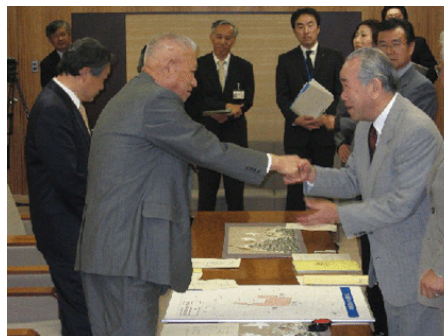
7-1. 地区計画・まちづくり協定の締結の推進

住民自らが自分たちの住む地域の目標とする将来像を描き、まちづくりの計画をつくり、ルールを決めて協定の締結に努めることにより、美しいまちなみの形成を図ります。

このため、市民・事業者への理解を促すための説明会の開催等を通じて、まちづくり条例[※]等に基づく協定の締結を推進するとともに、まちづくりルールの遵守と活用を住民とともに推進します。

※「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」（市街化区域を対象）と「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」（市街化区域以外を対象）の2つの条例を併せた略称。住民自らが自分達の住む地域の目標とする将来像を描き、それに基づくまちづくりのルールを自主的に定めるとともに、これを実現するために住民の3分の2以上の同意を得て、住民と市長の間で、「まちづくり協定（又は土地利用協定）」を締結することができる。平成12年7月1日施行。

■住民によるまちづくり協定の検討と協定の締結■



7-2. 地域のコミュニティ活動の支援

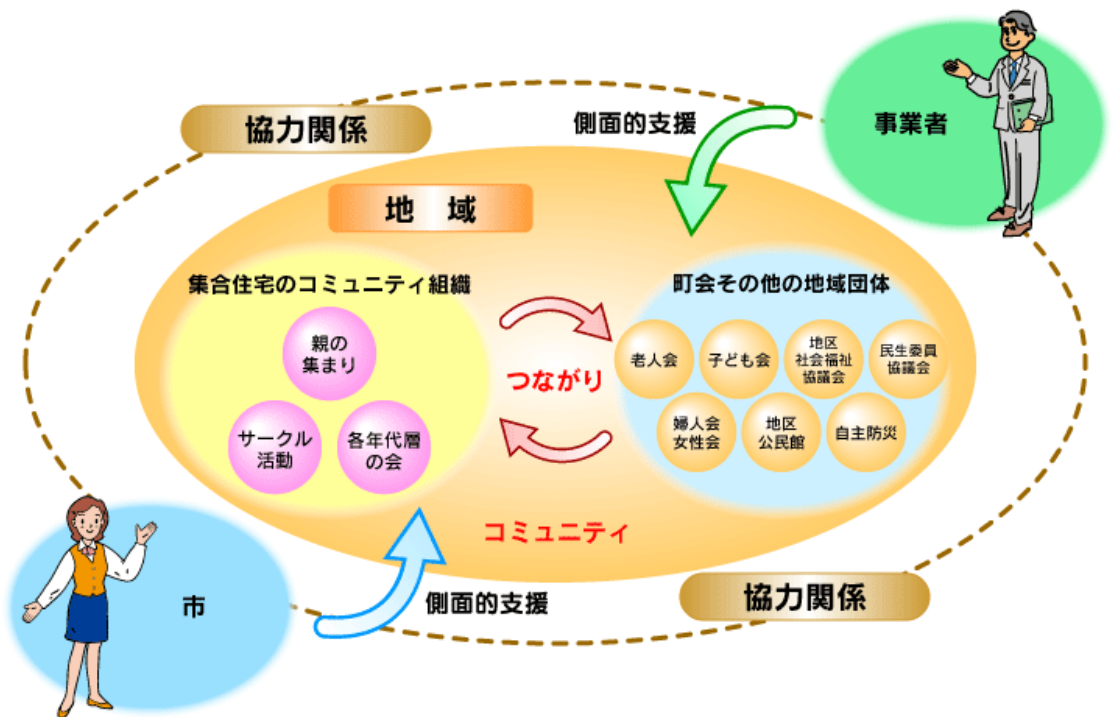
町会等の地縁組織（地域活動）やNPO等（市民活動）の住民が自ら行う活動やまちづくり組織の設立、まちづくりリーダーの人材育成など、住民が誇れる魅力ある地域活動に対して支援を行います。

マンション等の集合住宅に対しては、集合住宅コミュニティ条例^{※1}に基づき、良好なコミュニティ基盤の形成を推進します。

コミュニティ空間条例^{※2}に基づき、市民とともに広見をはじめとするコミュニティ空間を次世代に継承するとともに、コミュニティを活性化するために必要な整備や支援を行います。

※1. 集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例。集合住宅の住民を含む地域の住民相互の連帯意識を醸成するとともに、住民のまちづくりへの参画を促進し、もって良好な地域社会の形成に資することを目的とする条例。平成20年4月1日施行。

■集合住宅コミュニティ条例の基本理念(イメージ)■



出典：金沢市HP

(http://www4.city.kanazawa.lg.jp/22050/tyoukai/community/ordinance_image.jsp)

※2. 金沢市における広見等のコミュニティ空間の保存及び活用に関する条例。金沢市の個性と魅力の一つであるコミュニティ空間を次世代に継承し、および地域コミュニティの活性化に資することを目的とする条例。平成18年4月1日施行。

■コミュニティ活動支援に係る事業(実施主体：金沢市)■

名称	目的	概要
コミュニティ活動推進用具購入費補助制度	町会等がコミュニティ活動の推進に使用する用具の購入費等およびこれらを収納する収納庫の設置の費用に対し助成する。	【対象団体】 一定の区域内の住民を構成員とする地域組織(町会等)。 【対象用具および補助基準】 下表参照
自治総合センター「コミュニティ助成補助」	宝くじ受託事業収入を財源として、コミュニティ活動に必要な太鼓等の用具の購入等の費用に対し助成する。	補助率：100% 事業費の対象範囲： 1,000千円～2,500千円

■コミュニティ活動推進用具購入費補助制度の対象用具および補助基準■

補助対象用具	補助金		
	補助区分	補助率	限度額
太鼓 (台車を含む)	購入費	1/3	50万円
	修繕費(10万円以上)		30万円
子供みこし (台車を含む)	購入費	1/3	50万円
	修繕費(10万円以上)		30万円
収納庫の設置 (太鼓、子供みこし)	購入費(面積が10㎡未満)	1/3	50万円
	修繕費(10万円以上)		30万円

※ その他の補助対象用具に、山車(曳山)、山車の収納庫の設置、町旗、もちつき道具、節句人形等(こいのぼり、五月人形、ひな人形)、町会掲示板があります。

■集合住宅コミュニティ組織形成促進に係る事業(実施主体：金沢市)■

名称	目的	概要
コミュニティ相談窓口の設置	町会を設立しようとする地域リーダー、町会活性化を考えている地域住民の相談、助言など地域活動のサポートを行う相談窓口を設置。	【運営方法】 市町会連合会と金沢市が協働して設置し、コミュニティアドバイザーを配置。 【開設時期】 平成20年4月2日から
集合住宅のコミュニティ担当者の届出	集合住宅の建築段階から、コミュニティ組織の形成の促進に向け、事業者(町会その他の地域団体との連絡窓口になる担当者)を届け出してもらう。	【対象となる集合住宅】 新たに建築される集合住宅で、住戸数が15戸以上のもおよび一団の土地の区域内に建築される複数の集合住宅で、それぞれの住戸数の合計が15戸以上である場合。 【施行時期】 平成20年10月1日から
あんしんコミュニティ集合住宅認証制度	入居者同士のコミュニティ、地域とのつながりが形成されやすいように配慮された集合住宅を市が認証することにより、コミュニティ組織の形成を促進する。	【対象となる集合住宅】 新築、既存、分譲、賃貸を問わない。住戸数が15戸以上のもおよび一団の土地の区域内に建築される複数の集合住宅で、それぞれの住戸数の合計が15戸以上であるもの。
集合住宅のコミュニティスペース整備費補助	あんしんコミュニティ集合住宅の認証を受けた建築主および所有者に対し、集合住宅にコミュニティスペースを整備し、コミュニティ組織が形成された場合、整備費の一部を助成する。	補助率：1/2 限度額：3,000千円

7-3. 学生やボランティア・NPOなど多様な主体との協働

まちづくりに学生の発想や行動力を取り入れるために、大学との連携を深め、まちづくりへの学生の参加を積極的に促進します。

金沢市協働推進条例※に基づき、コミュニティ活動団体や、ボランティア・NPO等の各種市民団体等で組織する「協働をすすめる市民会議」を中心に、自主的かつ積極的な市民参加と協働によるまちづくりを推進します。

※金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例。金沢市における市民参加を推進するための基本となる事項を定めることにより、協働による市政を推進することを目的とする条例。平成17年4月1日施行。

■ボランティア・NPOなど多様な主体との協働に係る事業(実施主体：金沢市)■

名称	目的	概要
公募型金沢ゆめまちづくり活動支援事業	市民が行う多様で個性的なまちづくり活動企画を一般公募し、その事業を委託することにより、NPO・ボランティア団体等の組織の向上を図るとともに、市民の創意と工夫にあふれたまちづくりを推進する。	【対象事業】 ①町会など地域コミュニティを元気にする事業 ②市民のまちづくり活動への参画を促進する事業 ③社会の様々な課題の解決に取り組む事業 【委託料】 1,000千円 (100～200千円/件、7団体程度)

■ゆめまちづくり活動支援事業(フォーラム、公開プレゼンテーション)■



7-4. 地域活動の拠点整備

地域活動の拠点として重要な役割を担っている地区公民館や集会所などの整備や機能の充実を図ります。

■金沢の公民館について■

昭和 22 年に 3 つの地区公民館が建てられ、24 年に金沢市公民館設置条例がつくられました。今日では、概ね小学校区毎に地区公民館が 60 館設置されており、町会連合会をはじめとした地域団体と連携を保ちながら、活動を繰り広げています。

公民館がこれほど多く、しかも市民生活としっかり結びついた活動をしているところは、全国でもめずらしいといわれています。

金沢の地区公民館は「金沢方式」と呼ばれる全国でも特色のある運営方式をとっており、地域の生涯学習の場として極めて充実した活動を展開しています。

【3つの特色】

- ①地域主導……………運営(維持管理、役職員選任)を各地域に委託しています。
- ②ボランティア……………活動の多くはボランティアの方々によって支えられています。
- ③地元負担……………運営費や施設の整備費の一定割合は、地元負担によってまかなわれています。

事業スケジュール

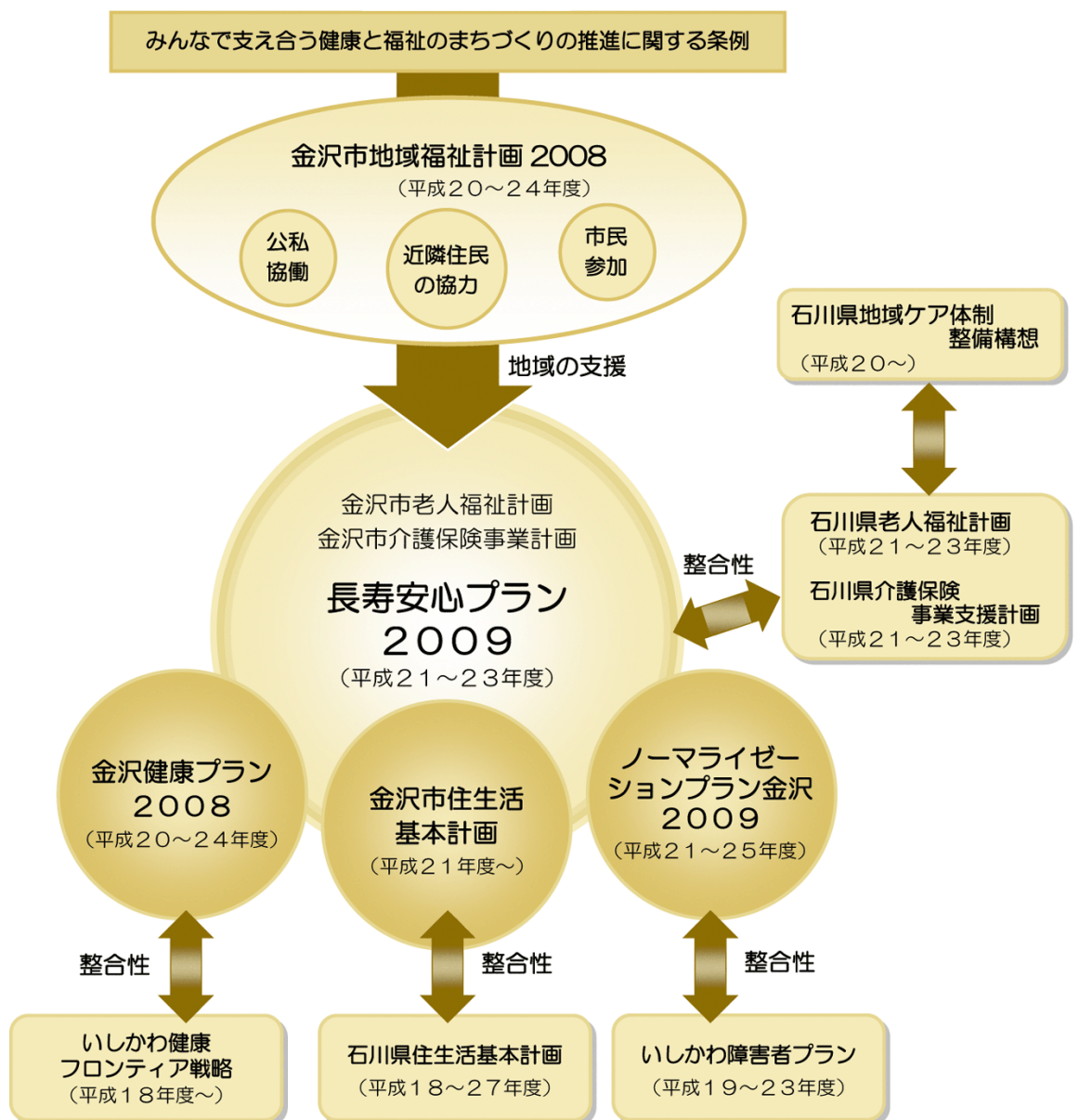
	前期	後期
7-1. 地区計画・まちづくり協定の締結の推進	実施	
7-2. 地域のコミュニティ活動の支援	実施	
7-3. 学生やボランティア・NPO など多様な主体との協働	実施	
7-4. 地域活動の拠点整備	実施	

※前期：概ね平成 21～23 年度、後期：概ね平成 24～27 年度

【目標3】人と自然にやさしい心豊かな 金沢の住まい・まちづくり

方向性8 少子高齢社会に対応した住宅・住環境の整備

長寿安心プラン2009など福祉部門の計画との連携を図り、高齢者や障害のある人が自立して生活ができるための住まいや、子育てしやすい環境に適した住まいなどの安定確保を推進します。

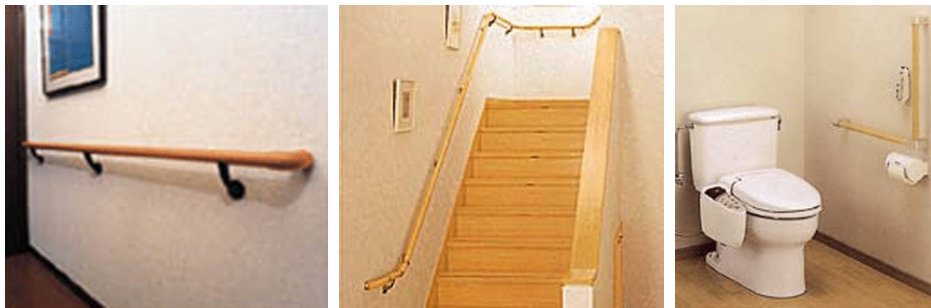


8-1. 高齢者や障害のある人にやさしい住環境の整備

高齢者や障害のある人が現在の住まいに引き続き住み続けられるように、玄関、廊下、寝室、台所、浴室等にかかる住宅改良工事費の助成を行うことにより、終の棲家として快適な日常生活を過ごせるよう支援します。

また、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく国や県の施策と連携して、良好な高齢者向け賃貸住宅の情報提供に努めるほか、NPO等と連携して、見守りや緊急時対応等を実施することで、高齢者や障害のある人が生涯にわたって安心して居住できる住環境の確保を図ります。

■ バリアフリー改修の例(イメージ) ■



手すりの設置



段差の解消



引き戸等への扉の取替え



洋式便器等への便器の取替

■バリアフリー改修に対する支援制度■

名称	概要	支援内容	備考
高齢者等住宅 改造支援事業 費 【再掲】	要支援・要介護・障害者が生活するために行うバリアフリー工事費の70%～100%を補助	所得制限あり 上限100万円	認定実績1,213箇所 (H15年度～H21.1.31現在) 実施主体：金沢市
介護保険制度 (住宅改修費支給) 【再掲】	要支援・要介護認定者が在宅で生活できるよう、住宅の改修費を支給	利用限度額20万円 保険給付額18万円まで	高齢者等住宅改造支援事業費と併用可能 実施主体：金沢市
日常生活用具 給付等事業 (住宅改修費給付事業) 【再掲】	重度身体障害者が在宅で生活できるよう、住宅の改修費を支給	利用限度額20万円 (所得に応じた自己負担額あり)	実施主体：金沢市
バリアフリー リフォーム融資の 高齢者返済特例制度 【再掲】	60歳以上の方が行うバリアフリーリフォームを含めたリフォーム工事への融資を対象とした制度	毎月の支払いを利息のみとし、元金を死亡時に一括返済 限度額500万円	実施主体：住宅金融支援機構

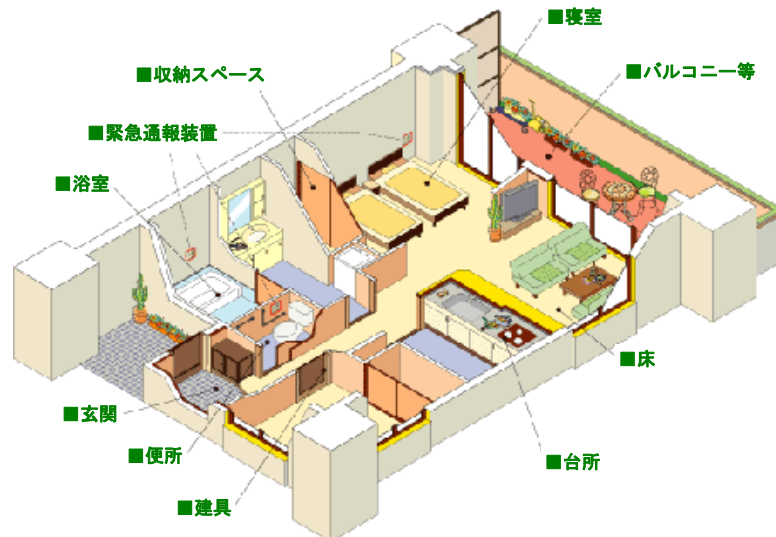
■高齢者向け賃貸住宅入居に係る制度■

名称	概要	支援内容
シルバーハウジング	バリアフリー整備かつ生活相談室や緊急通報装置を設置した高齢者を対象とした公営住宅	住宅に困窮している高齢者を対象とした公営住宅。 生活援助員(LSA)を派遣。
バリアフリー化整備した公営住宅	エレベータの設置、段差の解消等バリアフリー化した公営住宅 生活相談室や緊急通報装置等は無し	住宅に困窮している方を対象とした、高齢者にも対応したバリアフリー公営住宅。
高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度	高齢者であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅を登録し、その情報を提供する制度	窓口およびインターネットで情報を提供
高齢者専用賃貸住宅登録制度	高齢者円滑入居登録賃貸住宅のうち、専ら高齢者を入居させる賃貸住宅を登録し、その情報を提供する制度	窓口およびインターネットで情報を提供
終身建物賃貸借制度	賃貸住宅に居住する高齢者が、バリアフリー対応がなされた高齢者向け賃貸住宅に、終身に渡って安心して住み続けられる制度	終身建物賃貸借事業を市長が認可する制度 (認可実績)1棟

8-2. 高齢者向け賃貸住宅の供給促進

高齢者世帯居住水準の向上や良質な住宅ストックの形成を図るため、バリアフリー仕様や緊急通報装置の設置など一定の整備基準を満たした高齢者向け優良賃貸住宅の民間による供給を支援します。

■ 高齢者向け優良賃貸住宅(イメージ) ■



出典：島根県HP

(<http://www.pref.shimane.jp/section/kenchiku/Jutaku%20Site/jutaku05.html>)

■ 高齢者向け賃貸住宅の供給支援事業 ■

名称	目的	概要
高齢者向け優良賃貸住宅補助	60歳以上の単身・夫婦世帯占用のバリアフリー化した賃貸住宅の建設費、家賃減額補助などの助成が受けられる。	【対象区域】 市街化区域(ただし、高齢者の生活利便施設に近接している区域) 【建設費補助】 廊下、エレベーターなどの共有部分等に対して2/3補助 【家賃減額補助】 家賃の一部を補助する
高齢者向け賃貸改修事業補助	高齢者にとって住みよい住宅に改修するものに対し助成が受けられる。	廊下、エレベーターなどの共有部分に対して2/3補助、限度額200万円

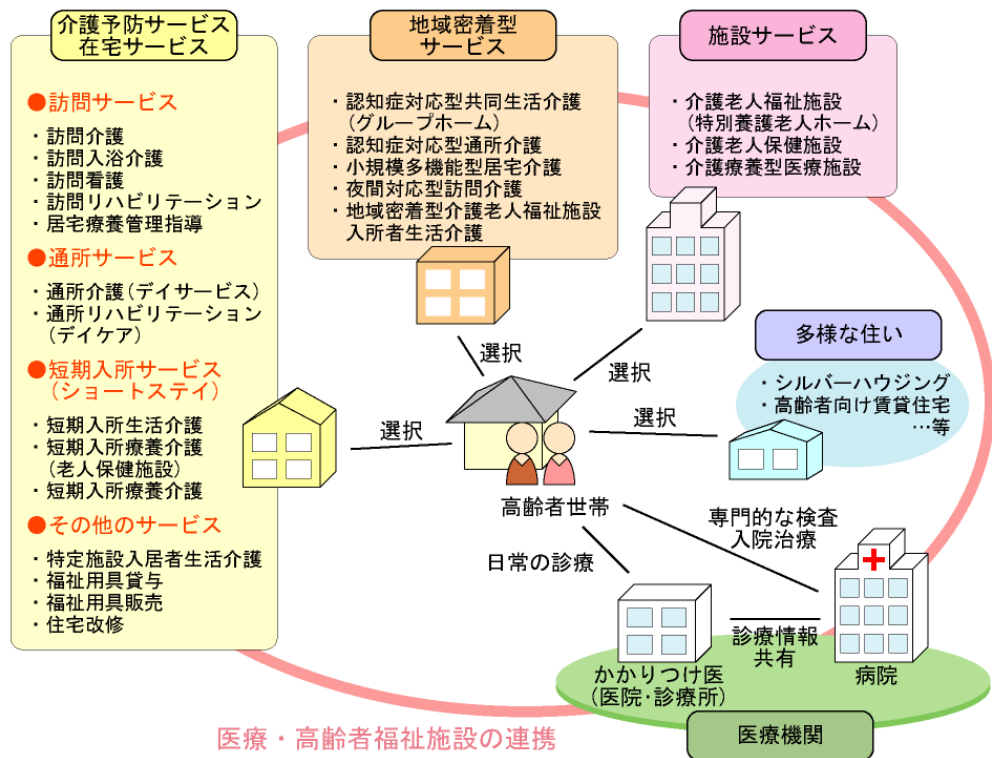
8-3. 医療・高齢者福祉施設の充実

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気で安心して暮らし続けるために、健康相談等の機会を通じて、かかりつけ医の定着促進に取り組みます。

また、在宅生活を支えるデイサービスや小規模多機能型居宅介護施設*等の通所・訪問介護施設、特別養護老人ホームなどの入居系介護施設と医療機関の連携を推進することにより、高齢者の暮らしに対する支援の充実を図ります。

※介護が必要になっても、住み慣れた家・地域で安心して生活できるように、必要に応じて「通い」を中心に「泊まり」「訪問」を組み合わせる在宅介護サービス。

■ 必要に応じた適切なサービスの選択と支援体制(イメージ) ■



■ 市内の高齢者福祉施設等の箇所数 ■

通所サービス施設	老人デイサービスセンター	113ヶ所
	認知症対応型通所介護	10ヶ所
地域密着型居住系サービス施設	認知症対応型共同生活介護	33ヶ所
	特別養護老人ホーム(小規模)	1ヶ所
入居系老人福祉施設	養護老人ホーム	1ヶ所
	特別養護老人ホーム	18ヶ所
	ケアハウス	5ヶ所
	有料老人ホーム	7ヶ所

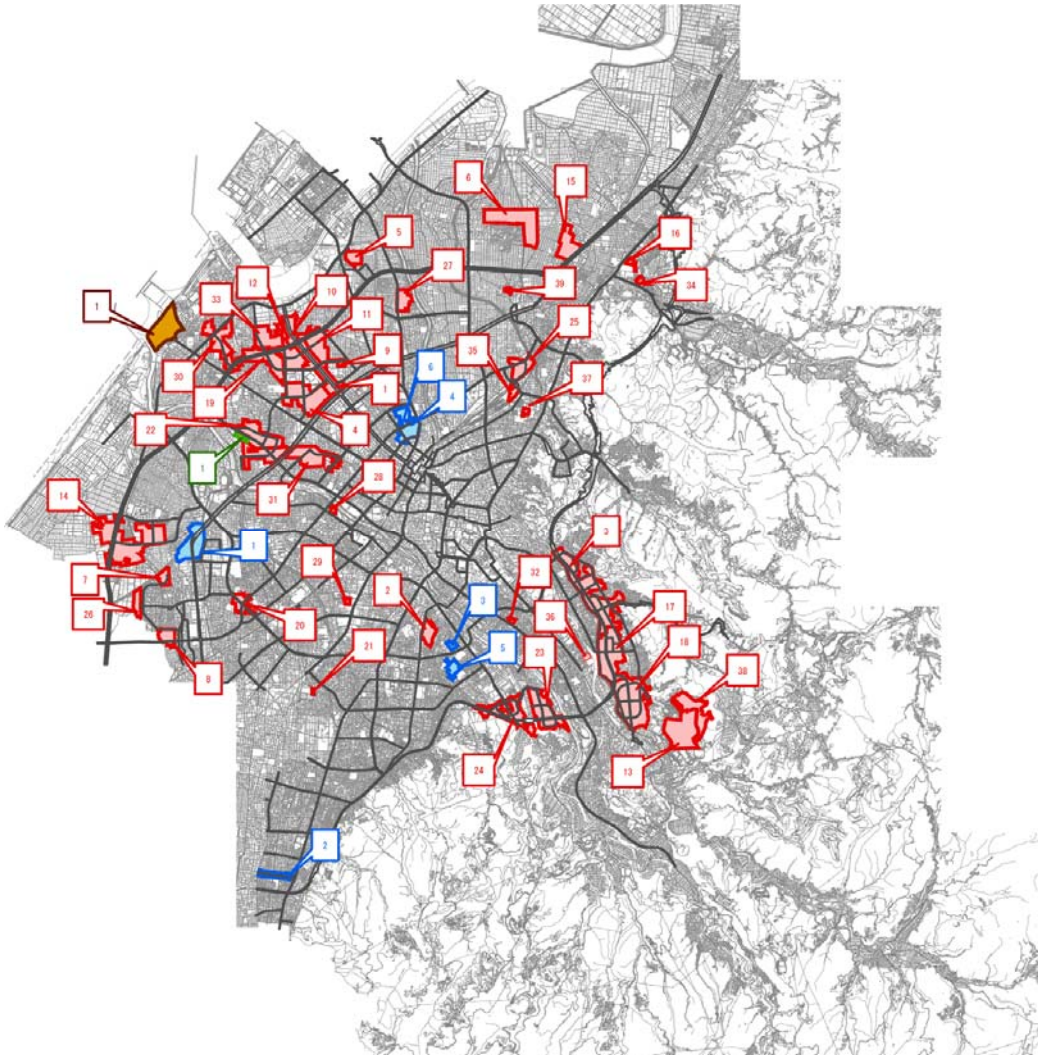
8-4. 子育て世帯の持ち家取得に対する支援の推進

45歳未満の若年夫婦世帯に対しては、いい街金沢往まづくり奨励金や、まちなか住宅建築奨励金の助成額の上乗せなどの制度による支援を行うとともに、少子化対策の観点から3人以上の18歳未満の子どもを持つ多子世帯に対しても、持ち家取得の際の経済的負担の軽減を図ります。

■子育て世帯の持ち家取得に対する支援に係る事業■

名称	概要（土地の取得費は対象外）	多子世帯に対する助成額の上乗せ
いい街金沢往まづくり奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅取得のための借入金の2.5%（限度額50万円）を助成 ・45歳未満の若年者が対象 ・地区計画区域等が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・借入金の1.0%（限度額20万円）を上乗せ
まちなか住宅建築奨励金制度	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅取得のための借入金の10.0%（限度額200万円）を助成（二世帯住宅の場合 限度額300万円） ※申請者が45歳未満の場合、借入金の2.5%（限度額50万円）を上乗せ。 ※3年以上駐車場等の空き地であった場合、借入金の1.5%（限度額30万円）を上乗せ。 	

■いい街金沢往まづくり奨励金対象地区（平成21年4月現在）■



■いい街金沢住まいづくり奨励金対象地区一覧(平成21年4月現在)■

地区計画区域					
1	金沢西部地区金沢駅港線	17	田上第五地区	34	塚崎南地区
2	泉野3丁目地区	18	田上本町地区	35	東金沢イースト地区
3	若松・鈴見地区	19	金沢西部第二地区	36	ウッドパーク小立野地区
4	金沢西部西地区	20	八日市出町地区	37	サンシャイン鳴和地区
5	直江地区	21	横川三丁目地区	38	太陽が丘東部地区
6	瑞樹団地地区	22	松村第二地区	39	サンシャイン千木地区
7	上安原第一地区	23	大桑第三地区	建築協定	
8	上荒屋東部地区	24	野田地区	1	松村フレッシュタウン
9	金沢西部東地区	25	三池高柳地区	まちづくり協定	
10	鞍月地区金沢駅港線	26	中屋地区	1	神野町地区
11	鞍月東地区	27	三口第二地区	2	四十万地区
12	鞍月西地区	28	ウッドパーク玉鉾地区	3	泉野町1丁目泉工会地区
13	太陽が丘西部地区	29	アーバンガーデン泉本町地区	4	北安江地区
14	安原中央地区	30	木曳野地区	5	緑が丘地区
15	福久町東部地区	31	戸板第二地区	6	北安江下丁地区
16	南森本・塚崎地区	32	笠舞2丁目地区	防災まちづくり協定	
		33	無量寺第二地区	1	金石西地区

8-5. 地域ぐるみの子育て支援の展開

安心して子育てが行えるよう、育児のための情報交換や子育て親子の交流を行う育児サークルの支援、地域住民や保護者による見守り活動など、地域ぐるみの子育て活動・地域づくりを推進します。

また、歩く人にやさしい交通環境の整備や身近な公園の適正配置・再整備に取り組むほか、金沢総合健康センターの急病診療や休日在宅当番医などの医療機関と連携した小児保健医療体制の充実を図り、ハード・ソフト両面から子どもが健やかに育つ環境を整備します。

■子育て講習会(金沢ママさんカレッジ)■



■本市の子育て施策の体系■

	出産前	0歳	3歳	6歳
地域における子育て支援		<ul style="list-style-type: none"> ●保育所 乳児保育(111) 延長保育(111) 休日保育(7) 夜間保育(2) 年末保育(103) 総合保育(107) 一時保育(103) 休日一時保育(1) 地域活動事業 ●病児一時保育(医療機関併設：5箇所) ●ファミリーサポートセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ●産後ママヘルパー ●幼稚園(39箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童クラブ(75箇所)
交流・相談の場づくり		<ul style="list-style-type: none"> ●子育てサロン 学校版・地域版・NPO版 	<ul style="list-style-type: none"> ●金沢こども広場事業 (金沢駅こどもらんど、3福祉健康センター、教育プラザ富樫、近江町ちびっこ広場) ●保育所地域子育て支援センター(7箇所) ●金沢子育て夢ステーション(市が指定した保育所、幼稚園、児童館) ●かるがも親子教室 ●かんがるー親子教室 ●子育て自主サークル活動助成 	
親子の心と身体健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関委託妊産婦/乳幼児健康診査 妊婦5回 産婦1回 1か月児・6か月児 妊婦歯科1回 1歳児、2歳児 	<ul style="list-style-type: none"> ●安心出産育児支援ネットワーク事業 ●3か月児健康診査 ●1歳6か月児健康診査 	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳児健康診査
相談・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援総合コーディネート事業(教育プラザ富樫、城北児童会館) ●子育てホットライン(健康福祉センター) ●こども家庭支援センター金沢(享誠塾内) ●幼児相談室(富樫、八日市、森山) ●情報提供(金沢子育てお役立ちBOOK、同WEB版) 			

■公園種別整備面積内訳(計画見直し案)■

	整備箇所数	標準面積(ha)	整備面積(ha)	H20面積(ha)	H37面積(ha)	1人当たり面積(m ² /人)	備考
街区公園	48	0.25	12.00	96.40	108.40	2.48	
近隣公園	13	2	26.00	27.30	53.30	1.22	新設箇所は2ha/箇所 ¹ で計算(整備中箇所も含む)
地区公園	3	4	12.00	6.30	18.30	0.42	新設箇所は4ha/箇所 ¹ で計算(整備中箇所も含む)
総合公園	1		22.50	151.40	173.90	3.98	大乘寺丘陵総合公園(22.5ha)
運動公園	-		27.38	66.80	94.18	2.16	城北市民運動公園規模拡張(9.18ha→27.2ha) 西部緑地公園規模拡張(46.5ha→55.5ha)など
基幹公園			99.88	348.20	448.08	10.25	
その他公園	-		27.62	213.60	241.22	5.52	西部緑道拡張(6.3ha→21.4ha)など
都市公園計			127.50	510.21	637.71	14.59	
都市公園に準ずる緑地			51.00	406.20	457.20	10.46	
都市公園等計			178.50	916.40	1,094.90	25.05	

出典：金沢市緑の基本計画

事業スケジュール

	前期	後期
8-1. 高齢者や障害のある人にやさしい住環境の整備	実施	
8-2. 高齢者向け優良住宅の供給促進	実施	
8-3. 医療・高齢者福祉施設の充実	実施	
8-4. 子育て世帯の持ち家取得に対する支援の推進	実施	
8-5. 地域ぐるみの子育て支援の展開	実施	

※前期：概ね平成 21～23 年度、後期：概ね平成 24～27 年度

方向性 9 環境に配慮した住宅・住環境の整備

環境共生型住宅の普及など、環境に配慮した住宅・住環境の整備に努めるとともに、厳しい冬期の自然環境に対応する金沢の気候風土にふさわしい良質な住宅ストックの形成を促進します。

9-1. 省エネルギー化に配慮した住宅の普及・促進

環境に配慮した住まいづくりへの社会的な要求から、合理的な断熱工法や太陽光などの自然エネルギーの有効利用、家庭用コージェネレーション※の導入、雨水の有効活用など、新築・リフォーム時における省エネ設備の導入による環境負荷の小さな住宅の普及・促進を図ります。

※発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム

■太陽光発電システム■



■環境に配慮した住まいづくりに係る制度■

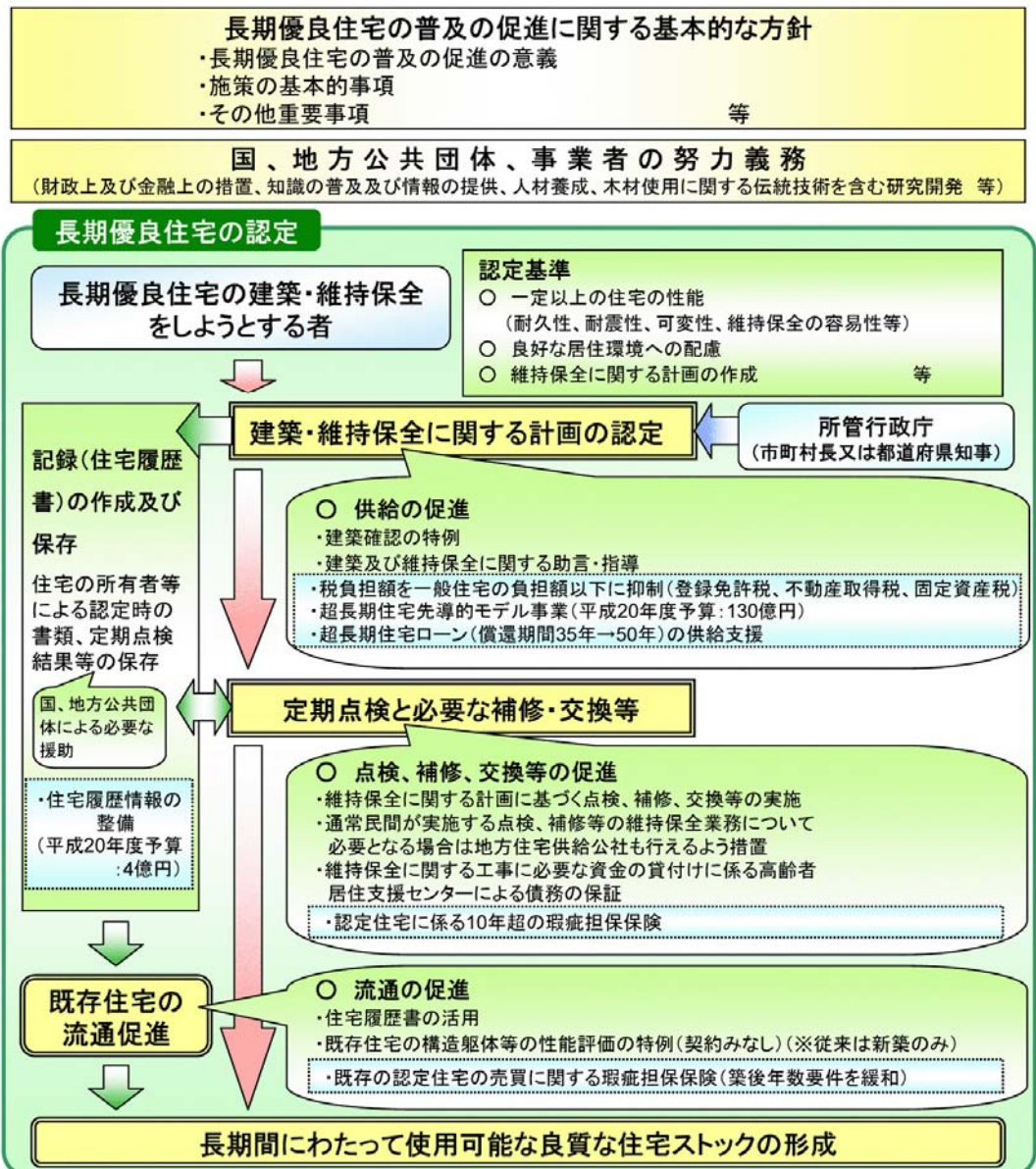
名称	目的	概要
金沢市住宅用太陽光発電システム設置費補助	自宅に太陽光発電を設置し家庭での地球温暖化防止策に取り組む市民を支援する。	戸建ての自宅に2kW以上の太陽光発電システムを設置する場合に5万円を補助
金沢市木質バイオマスストーブ設置費補助	自宅や事務所に木質バイオマスストーブを設置し民生部門の地球温暖化防止策に取り組む市民、団体を支援する。	自宅や事務所に木質のペレットまたは炭を燃料とするストーブを設置する場合に購入費の1/2を補助(限度額5万円)
金沢市雨水貯留施設等設置費補助	雨水の流出の抑制および健全な水環境の育成を図るため、住宅等の敷地における雨水貯留施設等の設置に要する費用に対して助成する。	【雨水貯留施設】 補助率：施設設備費の2/3 限度額：容量100 ^{リットル} ～200 ^{リットル} の場合…2万円 容量200 ^{リットル} ～の場合…2万5千円 【浄化槽転用雨水貯留槽】 補助率：施設設備費の2/3 限度額：8万円 【雨水浸透ます】 補助率：施設設備費の2/3 限度額：浸透ますの大きさ(内径)に応じて1万8千円～3万5千円
金沢市住宅用ガス高効率給湯器設置費補助	自宅にガス高効率給湯器を設置し家庭での地球温暖化防止策に取り組む市民を支援する。	自宅に都市ガスまたはLPGガスを燃料とする高効率給湯器を設置する場合に補助 ・ガスエンジン給湯器(販売名称エコウィル) 設置工事1件あたり 4万円 ・潜熱回収型給湯器(販売名称エコジョーズ) 設置工事1件あたり 1万円

9-2. 住宅の長寿命化等による環境負荷の低減

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、資源の有効活用や廃棄物抑制のため、住宅の長寿命化(200年住宅ビジョン^{*})や建設資材・古材のリサイクル・リユース等の促進に取り組み、ストックの有効活用等による環境負荷の低減化に向けて推進します。

^{*}住宅の流通履歴を明確化し、良質な住宅の資産価値を高めることで、既存住宅市場の質的・量的拡大を図るとともに、所有権・使用権の分離・独立など法制・税・金融制度を整備することによって、200年もつ住宅ではなく、“もたせる”住宅づくりができる枠組をつくること

■長期優良住宅の普及の促進に関する法律の概要■

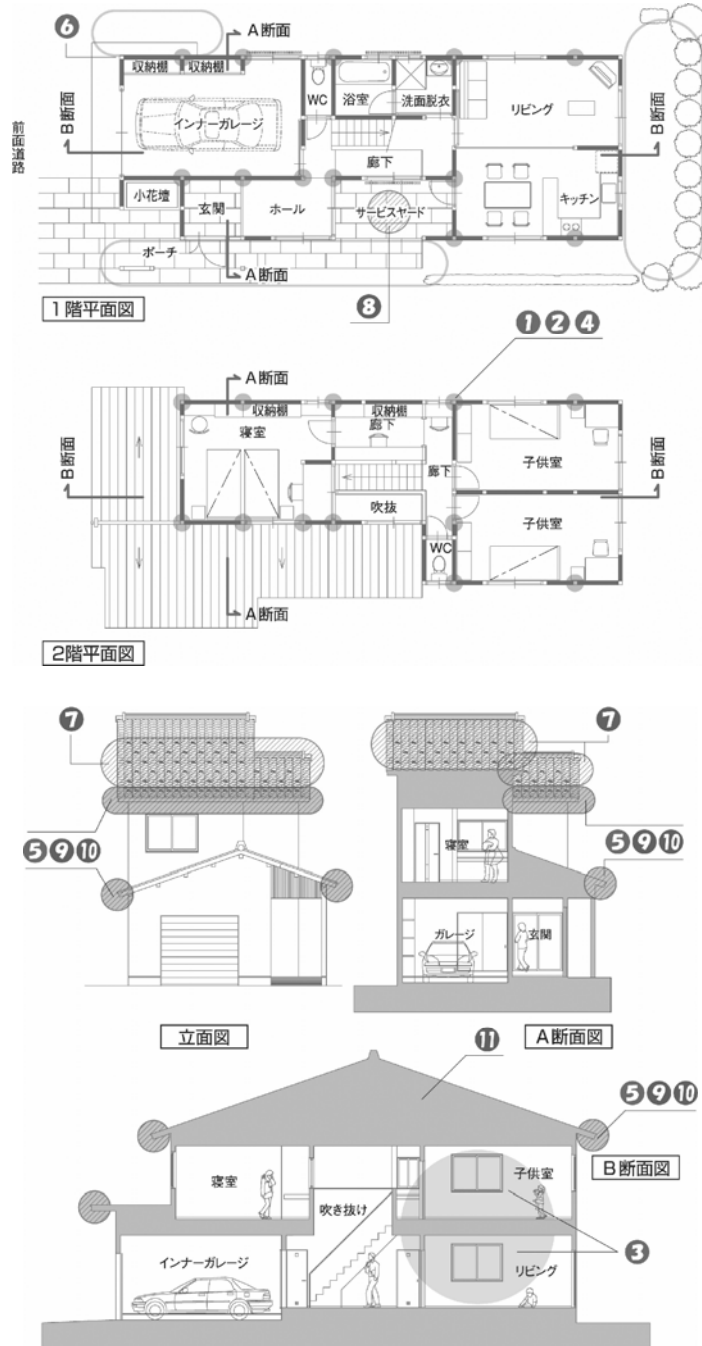


出典：国土交通省HP (<http://www.mlit.go.jp/common/000033063.pdf>)

9-3. 金沢の風土に対応した住まいづくり

今後の更なる高齢化の進展により、屋根雪下ろしや除雪が困難になることから、石川県が推奨する「雪に強い住まいづくり・まちづくり」に沿った住まいづくりの普及を啓発します。

■耐雪型住宅の設計例■



※図中の番号は、次頁の「耐雪型住宅の設計における留意点」の番号と対応

出典：雪に強い住まいづくり・まちづくり(石川県)

■耐雪型住宅の設計における留意点■

●耐雪型住宅としての強い構造

- ① 均等でバランスのよい柱の配置が大切です。
- ② 柱や耐力壁の直下率（60%程度が目安）を高めましょう。
- ③ 梁や胴差などの間隔は、2間程度に抑えましょう。
- ④ 柱や梁、桁や垂木などの部材寸法は積雪量や経済性等を考慮して決定しましょう。
- ⑤ 軒や樋は、雪庇やつららの重さで破損しやすいので、十分に注意しましょう。
- ⑥ 車保有台数が増加する中、組み込み車庫を設ける場合は、設計時に必要壁量の確保や筋交いの設置など、構造上必要な対策を講じましょう。

●雪国の風土と生活への配慮

- ⑦ 雪止瓦は、軒先より流れ方向の3枚目に横一列に通し、それ以上は平瓦4枚目毎の列に横1枚おきに入れ、屋根面の3/4まで流れ通り目を違えるような配置が望ましいでしょう（石川県屋根瓦工事協同組合・屋根瓦工事共通仕様書）。
- ⑧ 屋根のあるサービスヤードは、雪のない半屋外空間として洗濯や物干し場などに活用しましょう。
- ⑨ 軒先の雪庇やつららは、地上や2階の窓から取り除けると便利です。
- ⑩ 軒先の凍結やつららは、軒先や樋の損壊、すがもれ^{※1}の原因となるため、軒先までの天井張、軒の出部分の融雪屋根設置を検討してみてもいいでしょう。
- ⑪ 床、壁、天井ともに十分な断熱を実施（床は日常生活で人が直に触れるため、居住性向上の点からも重要です。壁は結露を防ぐため、高い断熱性が必要です。屋根面は冬の断熱と同時に、夏の太陽熱緩和の点でも重要です。屋根の断熱は原則として天井面で行いましょう）。
- ⑫ 雪国の住宅は、軒の出を長くし日差しや風雨に備えることとともに、アズマダチ^{※2}等にみられる北陸特有の建築美を育んできました。全国一律に普及する住宅では、軒の出がほとんどみられません。住宅がまちなみ景観を形成する重要な要因の一つであることも配慮したいものです。

※1. すがもれ : 融雪水が軒先で凍結し、氷堤をつくり、そこで溜水して雨漏りを起こす現象。

※2. アズマダチ : 瓦屋根に白壁と化粧貫を見せている妻入りの民家形態

出典：雪に強い住まいづくり・まちづくり（石川県）

9-4. 公共交通機関等の利用促進

環境に配慮した住宅本体の質的向上とともに、ライフスタイルの面からも環境に配慮した日常行動が求められています。

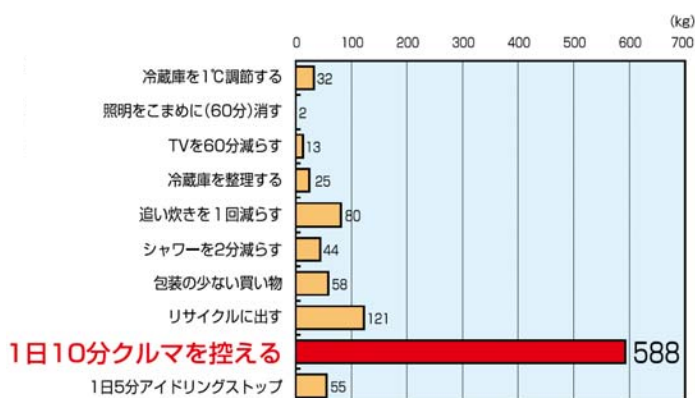
そこで、過度なマイカー利用を抑制することが環境負荷の軽減に大きく貢献することから、歩行者と公共交通を優先したまちづくりを展開するため、金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例[※]に基づく公共交通機関の利便性向上と利用促進、自転車利用の推進などに取り組みます。

※公共交通の利用を促進するための基本となる事項を定め、市、市民、事業者等が一体となって公共交通の利用を総合的に促進し、良好な都市環境の整備の形成に寄与することを目的とする条例。平成19年4月1日施行

■公共交通機関等の利用促進■



■エコ行動による1年間あたりのCO₂排出削減量の比較■



出典：新金沢交通戦略

9-5. 地域産材(金沢産材)の活用

CO₂吸収源として森林機能を維持するため、地域産材(金沢産材[※])を使用する木造住宅の新築・購入を推奨し、木材資源の利用促進と森林の整備・保全に取り組みます。

※杉の柱(集成柱含む)のうち、本市の区域内で伐採された立木を加工したものなど、市長の登録を受けた者による証明を受けたもの。

■金沢産材を使用した木造住宅の普及■



事業スケジュール

	前期	後期
9-1. 省エネルギー化に配慮した住宅の普及・促進	実施	
9-2. 住宅の長寿命化等による環境負荷の低減	準備	実施
9-3. 金沢の風土に対応した住まいづくり	実施	
9-4. 公共交通機関等の利用促進	実施	
9-5. 地域産材(金沢産材)の活用	実施	

※前期：概ね平成 21～23 年度、後期：概ね平成 24～27 年度